

筑前茜染製品作製委託料

特産品振興・ふるさと応援課

筑前茜染製品作製委託料:16,027,000円

内訳

作製品	原料	規格(内寸)	単価(円)	枚数	小計(円)	合計(税込)(円)	備考
茜染日章旗(大)	小石丸100%	1,160mm×910mm	1,364,000	7	9,548,000	10,502,800	
茜染日章旗(小)	正絹100%	508mm×393mm	55,800	90	5,022,000	5,524,200	額装付
総計						16,027,000	

筑前茜染協議会補助金

1. 交付根拠

飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱

[以下抜粋]

(趣旨)

第1条 この告示は、筑前茜染の復活を図るとともに、茜染に関する地域の歴史・文化の継承及び茜染を活かした地域交流活動等を支援するため、予算の範囲内において飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)が行う事業等に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 筑前茜染の魅力発信及び知名度向上に寄与する事業
- (2) 筑前茜染に関する伝統文化の継承及び地域交流の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。

2. 手続き

筑前茜染協議会より申請 → 特産品・ふるさと応援課で審査・決定 → 概算払い → 筑前茜染協議会より実績報告・清算書提出 → 特産品・ふるさと応援課から補助金交付金額確定を通知

3. 実績

年度	交付額	備考
令和3年度	2,839,000円	
令和4年度	2,975,000円	不正引き出しにかかる補助金の過大交付があったため、令和6年度歳入に過大額760,000円を返金
令和5年度	5,016,876円	

筑前茜染協議会公金外横領に関する資料

【事案】各種団体等現金(公金外)の横領にかかる事案の概要等

1. 対象者

経済部 課長補佐級 50歳代 男性 (職員A)

2. 事案の概要

本市経済部に事務局を置く、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)の準公金の会計事務において、課長補佐級職員A(以下「職員A」という。)が、令和4年度から令和5年度にかけて10件、①4,525,940円の不正な引き出しを行ったものであります。

その内訳については、令和4年度分は消耗品費42件のうちの5件(1,160,000円)で、令和5年度分は消耗品費40件のうちの4件(1,680,740円)と調査料1件(1,685,200円)の計5件(3,365,940円)であります。

不正引き出しの様態は、請求書を偽造、請求書を改ざん、請求とは違う発注を行って差額を生じさせることにより、協議会の通帳から現金を引き出したものであります。

引き出した金額①4,525,940円の用途については、事案発覚後の調査により、事業者への支払いが確認されたものが②1,909,370円、職員Aが「自宅に持ち帰り金庫で保管していた」と主張するものが③1,706,520円、職員Aが「協議会の活動のために別業者に支払った」と主張するものが④910,050円となっています。

なお、③1,706,520円と④910,050円は、職員Aから市へ返金済みであります。

① 不正引き出しの総額	10件	4,525,940円
② 事業者へ支払いが確認された額		1,909,370円
③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額		1,706,520円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額		910,050円
	②③④ 計	4,525,940円

・返金された額

③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額	1,706,520円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額	910,050円
	③④ 計
	2,616,570円

3. 事案の経過と状況

- 令和6年2月から協議会の決算等の準備を行ったところ、領収書等の不備が発見される。
- 不備について確認を行っていたところ、令和4年8月2日から令和6年2月2日までの間において、疑義のある10件4,525,940円の現金引き出しが判明する。4,525,940円うち1,909,370円については、事業者への支払いが確認される。
- 令和6年2月26日、職員Aが10件の不正な引き出しを認める。
- 令和6年2月27日、職員Aが自宅に保管していたとする1,706,520円を返金。引き続き、用途不明金について調査を行う。
- 令和6年3月18日、職員Aが残りの910,050円を返金。(全額返金)
- 令和6年3月29日、職員Aは「懲戒免職」、管理監督者である部長は「戒告」、課長級は「減給10分の1 2箇月」の処分を決定する。

飯塚市公金等取扱要領

現金(公金)の事務取扱要領

1. 公金等は、飯塚市公金等の保管に関する取扱基準に基づき保管すること。
2. 施設外において勤務時間外に徴収した公金は、原則として夜間金庫を利用すること。
3. 公金収納システムについて、疑義が生じた場合は速やかに改善すること。
4. 資金前渡などで公金を受領し、当日の支払いが困難な場合、所属長等名義の預金口座を作成し、金融機関に一時保管すること。
5. 預金口座の管理は、預金通帳と印鑑は別人が所持し、施錠出来る場所で保管すること。
6. 銀行等の払戻請求書への押印は決裁後、出納責任者がその都度行うこと。
7. 預金口座の残高確認を複数職員で行うこと。
8. 報酬、謝礼金等については、口座振替を利用すること。

各種団体等現金(公金外)事務取扱要領

1. 公金外の各種団体等の会計事務についても、公金の事務手続きに準じて取り扱うこととし、適正な事務処理を行うこと。
2. 印鑑と通帳はそれぞれ別の職員が管理し、施錠等により安全に保管すること。
3. 通帳印鑑とその他の文書等に使用する印鑑は、必ず別のものとする。
4. 支払いは、口座振替とし現金の取扱いは必要最小限とすること。
5. 支払い決裁は、事前に複数職員による決裁手続きをとること。
6. 事務担当者が出納責任者等の役割を明確にすること。
7. 銀行等の払戻請求書への押印は、決裁後出納責任者が1件ごとにその都度行うこと。
8. 出納状況は定期監査等のみ依存せず、その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収書等により、複数職員で精算・点検を行うこと。
9. 適宜金融機関の預金残高証明書により通帳との照合を行うこと。
10. 各種団体等の現金取扱い事務については、他機関への移管等により職員の関与を廃止、又は軽減できないか検討すること。
11. 各種団体等について事業廃止や統合等、その必要性について検討すること。
12. 各種団体等における現金の取扱事務について疑義が生じた場合は速やかに改善すること。

沢井製薬の進出に関する地元協議の状況がわかるもの

経済政策推進室 企業誘致担当

時 期	内 容	時 期	内 容
令和3年 10月11日	沢井製薬(株)の新工場建設に係るプレスリリース(開設決定/ 立地協定締結式の案内) 工業団地周辺5自治会(平恒、平恒本町、平恒新町、神の 浦、神の浦浦田)の各自治会長を訪問の上、説明 訪問者:企業誘致推進係長	令和4年 2月2日	5町内会代表者訪問 平恒新町、平恒本町、神の浦の3自治会より地元説明会 開催の要望 訪問者:経済部長
10月13日	飯塚工業団地工業会事務局へ新工場開設決定の電話報告	3月11日	5町内会代表者来庁 5町内会代表者の変更の報告 (工業会に代表者変更の確認のため電話連絡) 対応:経済部長、企業誘致推進課長
10月14日	立地協定書締結式開催(福岡県庁) 沢井製薬(株)、福岡県、飯塚市の三者協定	8月9日	5町内会代表者訪問(以降、令和4年度8回訪問) 地元説明会開催及び工事車両の安全対策の要望 訪問者:沢井製薬(株)、経済政策推進室長
10月21日	穂波地区住民代表(市自治会連合会穂波支部支部長/穂波 まちづくり協議会会長/工場誘致協定書に基づく5町内会 代表者)訪問 企業進出に関する報告 訪問者:沢井製薬(株)、経済部長	8月23日	第二九州工場新棟建設工事起工式
12月14日	穂波地区住民代表(市自治会連合会穂波支部支部長/穂波 まちづくり協議会会長/5町内会代表者)訪問 工場建設に関する報告 訪問者:沢井製薬(株)、施工者、経済部長	令和5年 6月1日	5町内会代表者訪問(以降、令和5年度5回訪問) 工事関係について、車両・騒音等の意見あり 訪問者:経済政策推進室長
12月15日	小中一貫校穂波東校訪問 工場建設に関する報告 訪問者:沢井製薬(株)、施工者、企業誘致推進係長	令和6年 4月5日	5町内会代表者訪問(以降、令和6年度4回訪問) 新工場開設後の社員増加に伴う渋滞対策 訪問者:経済政策推進室長
		8月1日	第二九州工場新棟建設工事竣工式

観光協会補助金の根拠と推移(5年間)

商工観光課

1. 観光協会補助金の根拠 : 飯塚観光協会補助金交付要綱 (平成24年8月23日 飯塚市告示第295号)

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の観光振興を図るため、予算の範囲内において飯塚観光協会(以下「協会」という。)が行う事業等に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市内観光に関する施設等の宣伝及び誘客を目的とする事業
- (2) 観光振興に資する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費及び協会の運営に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 協会は、補助金を補助の対象とする事業の遂行のみに使用し、他の用途に使用してはならない。

(事業の計画変更)

第4条 協会は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第5条 協会は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2. 補助金の推移

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光行事等事業費	12,013,645	5,805,010	5,014,259	7,265,725	11,919,444
人 件 費	13,423,728	8,852,933	8,877,633	11,254,314	11,482,914
事務管理運営費	6,765,258	4,503,294	1,848,024	2,020,404	2,774,712
合 計	32,202,631	19,161,237	15,739,916	20,540,443	26,177,070

サンビレッジ茜整備事業費の推移

スポーツ振興課

(単位:円)

	事業費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
◎事業費合計	73,075,899	2,781,900	0	14,858,773	20,390,326	35,044,900
○需要費	26,572,700	0	0	495,000	0	26,077,700
井戸ポンプ修繕	495,000			495,000		
リフト整備修繕	26,077,700					26,077,700
○役務費	107,800	0	0	0	107,800	0
電気設備絶縁不良検査手数料	107,800				107,800	
○委託料	18,401,900	0	0	0	17,906,900	495,000
スロープカーレール等更新委託料	17,600,000				17,600,000	
案内標示版等作製委託料	801,900				306,900	495,000
○工事請負費	22,453,200	2,781,900	0	13,531,100	0	6,140,200
散水池修繕工事	2,781,900	2,781,900				
キャンプサイトトイレ設置工事	4,873,000			4,873,000		
キャンプサイトトイレ設置(機械設備)工事	3,668,500			3,668,500		
バンガロー整備工事	1,271,600			1,271,600		
散水池水路補修工事	1,243,000			1,243,000		
散水池浚渫等補修工事	1,210,000			1,210,000		
電気設備改修工事	1,265,000			1,265,000		
散水池漏水防止工事	6,140,200					6,140,200
○その他	5,540,299	0	0	832,673	2,375,626	2,332,000
スキー場人工芝(原材料費)	5,540,299			832,673	2,375,626	2,332,000

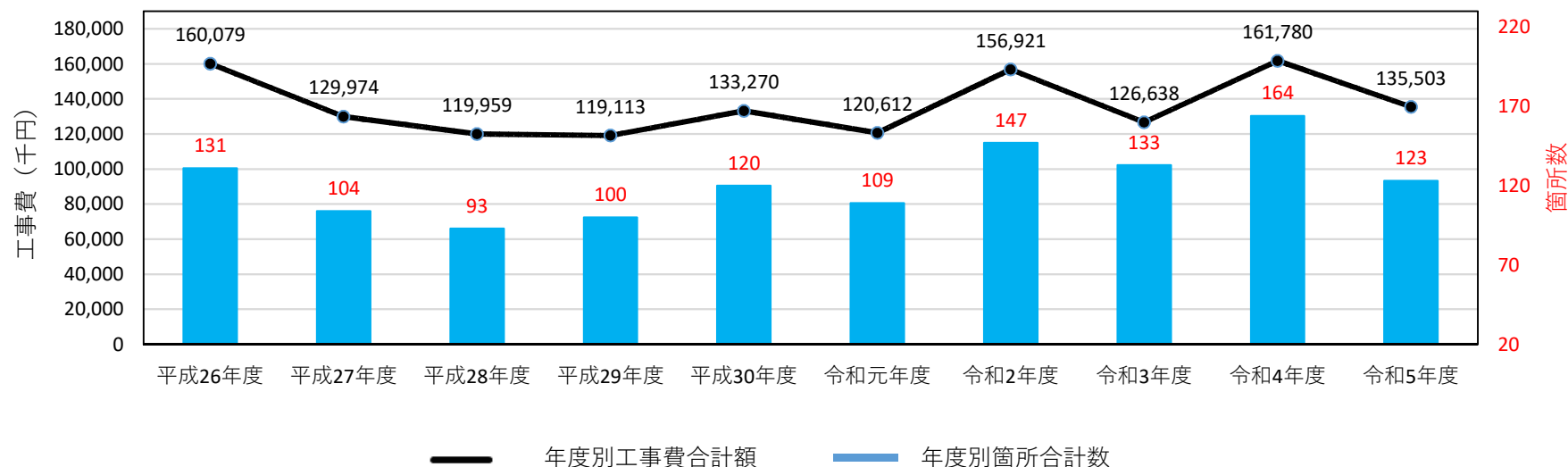
道路橋りょう維持費・各所維持修繕工事における推移および実績区域がわかるもの(10年間)

土木管理課

(単位:千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
飯塚地区	工事費	129,651	95,992	91,883	91,219	106,143	91,251	96,860	75,046	102,194	74,740	954,979
	箇所数	101	72	66	73	92	79	88	80	108	67	826
穂波地区	工事費	10,195	11,389	10,627	9,677	9,178	10,955	19,978	18,851	22,740	20,999	144,589
	箇所数	10	10	9	8	8	13	17	17	22	21	135
筑穂地区	工事費	6,134	8,770	6,884	6,678	6,885	6,724	15,599	13,272	13,447	15,095	99,488
	箇所数	5	7	6	7	7	6	14	13	10	13	88
庄内地区	工事費	5,570	5,540	4,255	4,126	3,879	4,092	11,993	6,991	11,273	12,188	69,907
	箇所数	6	6	5	4	4	4	15	10	14	11	79
穎田地区	工事費	8,529	8,283	6,310	7,413	7,185	7,590	12,491	12,478	12,126	12,481	94,886
	箇所数	9	9	7	8	9	7	13	13	10	11	96
合計	工事費	160,079	129,974	119,959	119,113	133,270	120,612	156,921	126,638	161,780	135,503	1,363,849
	箇所数	131	104	93	100	120	109	147	133	164	123	1,224

年度別工事費・箇所数合計における推移表

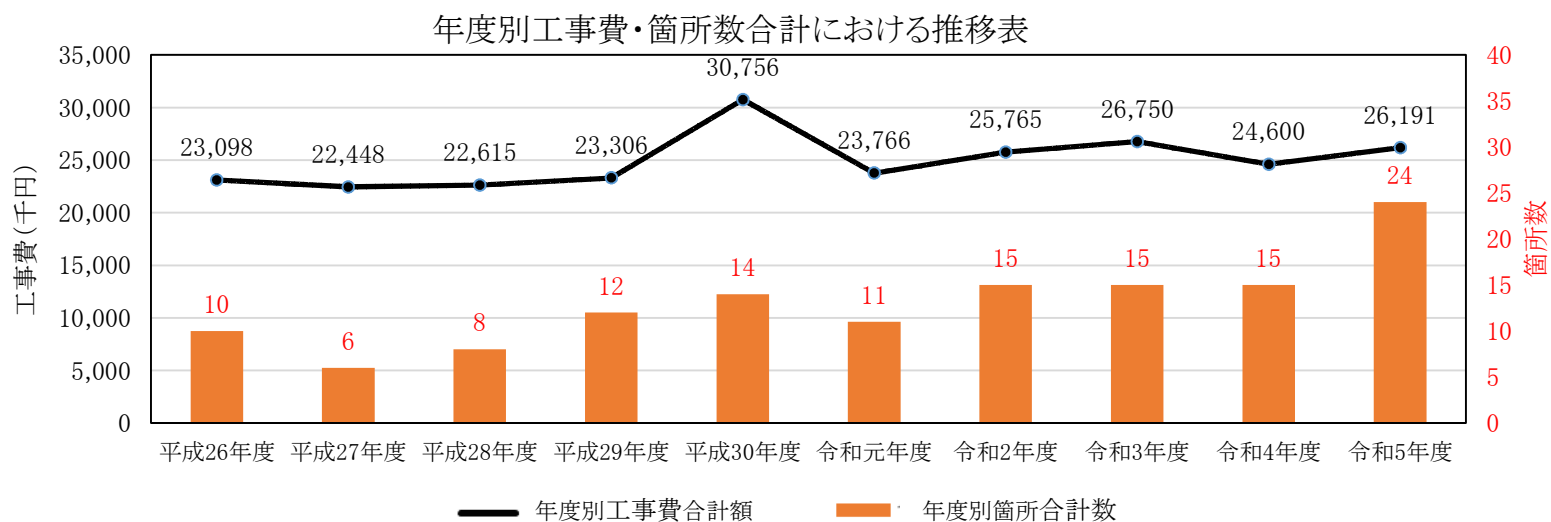


道路橋りょう新設改良費・各所改良工事における推移及び実績区域がわかるもの(10年間)

土木建設課・土木管理課

(単位:千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
飯塚地区	工事費	22,029	19,667	18,385	22,079	22,340	21,291	19,487	21,248	18,858	19,717	205,101
	箇所数	9	4	5	11	12	9	11	13	11	18	103
穂波地区	工事費							1,842	622	4,519	3,262	10,245
	箇所数							2	1	3	3	9
筑穂地区	工事費				1,227	1,242	1,265	633				4,367
	箇所数				1	1	1	1				4
庄内地区	工事費	1,069	2,781	4,230		7,174	1,210	3,803	4,880	1,223	3,212	29,582
	箇所数	1	2	3		1	1	1	1	1	3	14
穎田地区	工事費											
	箇所数											
合計	工事費	23,098	22,448	22,615	23,306	30,756	23,766	25,765	26,750	24,600	26,191	249,295
	箇所数	10	6	8	12	14	11	15	15	15	24	130

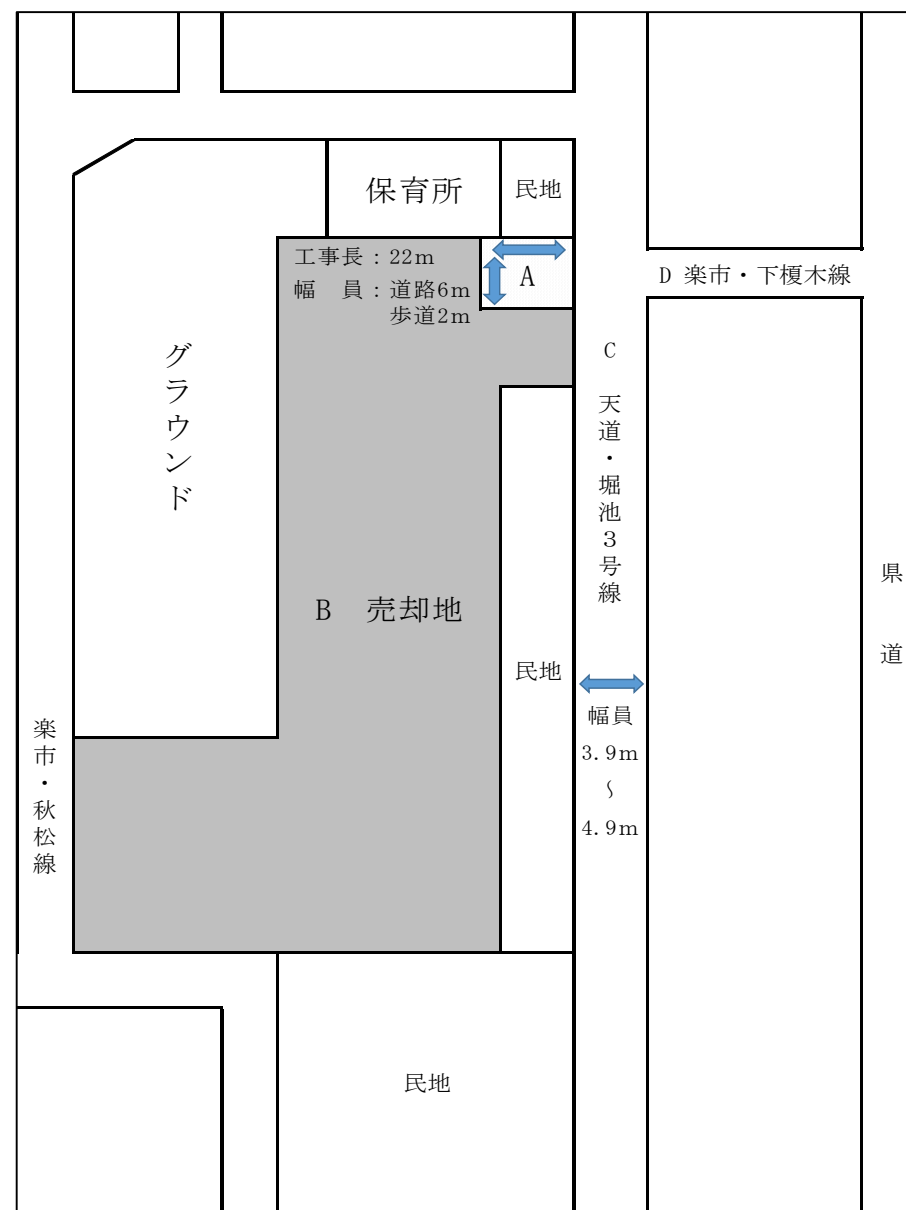


旧楽市小学校道路新設工事の経過について

財産活用課

時期	内容
令和4年6月	旧楽市小学校周辺地域は、「飯塚市立地適正化計画」において居住誘導区域及び都市機能誘導区域に該当することから、当該地は売却後、住宅用地として利活用されることを想定し、当初は右図のA及びBの土地を売却する予定としていたが、当該地周辺道路に十分な幅員がなく、通行に支障をきたす恐れがあるため、福岡県都市計画課へ現状の道路状況で開発が許可されるか相談を行ったところ、当該地東側のC「天道・堀池3号線」は幅員が4m未満であることから開発道路を接続することは認められないとのことであった。
令和4年9月	○福岡県 都市計画課へ問い合わせ 事前に市がAの箇所にD「楽市・下榎木線」を延長する形で開発許可を満たす幅員6m以上の道路を新設するのであれば、開発に係る接道要件を満たすこととなり開発許可できるとのことであった。
令和5年2月	Aの箇所に開発許可要件を満たす道路(幅員:道路6m・歩道2m、道路延長:22m)を新設することとして当初予算に計上
令和5年3月27日	公募型プロポーザル方式による旧楽市小学校売却の公募開始
令和5年9月1日	不動産売買契約書締結 売却相手方:(株)一条工務店 売却金額:10,000,000円
令和5年12月1日	旧楽市小学校道路新設工事契約締結 契約金額:6,322,800円 契約相手方:(株)龍進建設 工期:令和5年12月2日～令和6年3月29日
令和6年3月14日	旧楽市小学校道路新設工事変更契約締結 変更後契約金額:7,566,900円(1,244,100円増)
令和6年3月28日	旧楽市小学校道路新設工事しゅん功

旧楽市小学校略図



菰田・堀池地区活性化事業に係る委託料及び負担金の概要

都市計画課

○家屋補償費等算定委託料

件名	期間	相手方	金額(円)	備考
飯塚駅駅舎物件調査業務委託	R5.10.11～R6.2.20	株式会社ユニオンリサーチ 九州支社 支社長 廣田 五男	6,050,000	

○飯塚駅前広場整備工事設計委託料

件名	期間	相手方	金額(円)	備考
飯塚駅駅前広場実施設計業務委託	R5.6.30～R6.3.29	株式会社日建技術コンサルタント 九州支社 支社長 藤島 義久	34,707,200	

○飯塚駅整備事業負担金

件名	期間	相手方	金額(円)	備考
飯塚駅自由通路及び駅舎整備工事 基本設計業務委託	R5.4.1～R6.3.31	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮 洋二	24,134,150	
飯塚駅自由通路及び駅舎整備工事 実施設計業務委託	R5.4.1～R6.3.31	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮 洋二	79,478,456	

県道新飯塚潤野線整備事業に係る負担金の概要

都市計画課

○配水管移設工事負担金

件名	期間	相手方	金額(円)	備考
新飯塚潤野線道路改築工事に伴う上水道 管移設工事負担金	R5.4.1～R6.3.31	飯塚市企業局 飯塚市企業管理者 石田 慎二	14,931,263	
新飯塚潤野線道路改築工事に伴う下水道 管移設工事負担金	R5.4.1～R6.3.31	飯塚市企業局 飯塚市企業管理者 石田 慎二	2,766,032	

○改良工事負担金

件名	期間	相手方	金額(円)	備考
新飯塚潤野線道路改築工事負担金	R5.4.1～R6.3.31	福岡県飯塚県土整備事務所 所長 吉武 範幸	138,995,000	

空き家募集と入居状況の推移がわかるもの(5年間)

住宅課

管理戸数及び空家状況(R6.4.1現在)

(単位:戸)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考	
管理戸数		4,371	4,357	4,355	4,342	4,306		
入居戸数		3,196	3,097	2,991	2,896	2,811		
空家		1,175	1,260	1,364	1,446	1,495		
内訳	政策空家	479	526	572	559	523		公募停止 予算の範囲内で補修後に公募が可能 公募停止扱い
	通常空家	599	640	697	789	874		
	補修費大	71	67	68	70	70		
	補修不可	26	27	27	28	28		

市営住宅募集状況(R6.4.1現在)

	平成31(令和元)年度							令和2年度							令和3年度						令和4年度						令和5年度						
	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	
公募倍率	4.22	0.00	4.50	3.83	0.33	4.62	3.88	3.04	1.00	4.67	4.15	5.50	1.21	3.46	3.40	5.00	4.53	4.82	1.09	3.54	3.40	3.14	2.91	3.09	1.62	2.77	3.30	3.11	3.10	2.79	1.59	2.81	
一般目的	募集(戸)	19	0	12	15	1	12	59	12	3	8	11	8	5	47	14	10	12	10	11	57	12	13	13	16	9	63	14	10	10	15	7	56
	申込(人)	89	0	72	78	0	71	310	64	6	75	67	69	6	287	63	60	68	68	14	273	63	57	62	62	17	261	61	50	59	62	16	248
	入居(戸)	15	0	9	11	0	7	42	9	2	7	7	7	3	35	8	9	8	7	10	42	6	11	8	4	7	36	9	9	9	11	5	43
ひとり親世帯向	募集(戸)	1	1	0	1	1	0	4	1	0	0	1	0	1	3	1	0	0	0	2	3	1	1	0	0	2	4	0	0	1	1	2	4
	申込(人)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	4	0	0	0	0	5	5
	入居(戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
老人世帯向	募集(戸)	1	1	2	2	1	1	8	2	2	1	1	0	2	8	1	0	0	0	3	4	2	1	3	1	6	13	0	1	2	1	1	5
	申込(人)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0
	入居(戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0
身障者世帯向	募集(戸)	1	1	0	0	0	0	2	0	0	1	2	0	2	5	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	3
	申込(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	入居(戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
改良住宅	募集(戸)	1	0	4	6	3	8	22	9	4	8	5	6	4	36	4	4	5	7	5	25	5	6	6	5	8	30	5	8	7	7	5	32
	申込(人)	8	0	9	13	2	26	58	8	3	9	14	8	9	51	5	10	9	14	6	44	5	8	2	6	15	36	5	9	3	5	5	27
	入居(戸)	1	0	2	1	1	3	8	4	0	4	4	3	3	18	2	2	3	5	3	15	3	4	1	3	8	19	3	4	2	2	5	16
計	募集(戸)	23	3	18	24	6	21	95	24	9	18	20	14	14	99	20	14	17	17	23	91	20	21	22	22	26	111	20	19	20	24	17	100
	申込(人)	97	0	81	92	2	97	369	73	9	84	83	77	17	343	68	70	77	82	25	322	68	66	64	68	42	308	66	59	62	67	27	281
	入居(戸)	16	0	11	12	1	10	50	13	2	11	12	10	6	54	10	11	11	12	18	62	9	16	9	7	21	62	12	13	11	13	12	61

相田公営住宅建替事業の経過がわかるもの

住宅課

【経過】

- H25年 県営相田団地の建替えにより、県営住宅跡地(残地)の活用策について県より相談あり。
A案:既存の市営住宅用地に建設(相田公園は残す)
B案:県住跡地に1棟目を建設(相田公園は残す)
C案:県住跡地に公園の代換えを造成し、相田公園に1棟目を建設 の3案を作成。
- H26.6.20 「相田住宅建替の方向性」及び「相田都市公園の今後の方針」について決裁。
① 隣接の県有地の払下げを受け都市公園を整備。
② 既設の相田公園を廃止し相田住宅の建設用地とする。
③ 公園の不足面積については相田住宅建設の基本・実施設計で位置づけ整備する。以上を決定。
- H26.10.14 相田団地自治会(自治会長他役員8名)に対し上記3案を説明、検討を依頼する。自治会長より、「この後隣組長会に諮ったうえで返事をする」と回答。
- H26.11.5 相田団地自治会長と協議。10月25日の隣組常会にて同意を得られたことから県営住宅跡地の購入、相田公園での1棟目建設(C案)で了承するとの回答。建設戸数、集会所、新公園の規模について要望書提出有り。また、近隣自治会(相田、新二瀬)への説明を行うようにとの意見。
- H26.11.6 相田自治会自治会長、新二瀬自治会会長と協議。A～C案を説明し、相田団地自治会からはC案の方向性に了承をもらっていることを補足。相田自治会会長からは了承を得る。新二瀬自治会会長から、住民説明会の開催を依頼される。(12月7日開催、C案で了承)
- H29年度 C案に方向性が決定したことにより、県住跡地を購入。(この間は管理委託)
- H30.8.24 相田団地自治会長と協議。団地住民へのアンケート調査について。

【令和元年度】

- R1.11.21 相田団地自治会長と協議。建設戸数について説明。今後の説明については「建替連絡協議会」を通じて住民周知を行うこととする。
- R1.12.23 相田団地自治会(自治会長、市住居住者18名、県住居住者6名、一般住宅居住者1名)「相田団地建設に伴う方針等説明会」(構成は「建替連絡協議会」メンバー含む)
- R2.3 相田公営住宅建設基本設計完了。

【令和2年度】

- R2.6.3 相田団地自治会役員へ基本計画内容の説明。
- R2.7.8 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.11 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.14 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.16 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
相田団地自治会長より、相田公園東側戸建て住宅20軒(以下16組と表記)の住民が自治会に加入していないと伝えられる。(H30年までは自治会加入)
- R2.7.21 16組の各世帯へ資料のポスティング(造成実施設計業務に関する地盤調査予定の周知)を実施。
翌22日電話あり、説明会の開催を約束するも訪問時に、地盤調査の中止を要求される。
- R2.7.29 現相田公園の地盤調査予定箇所(2箇所)に現地にて木杭を設置する。
- R2.7.30 16組住民からの地盤調査中止の要求を受け、地盤調査を中断する。
- R2.8.9 16組住民への説明会実施。地盤調査を中断していることを伝える。参加者の現相田公園の存続に向けた強い要望を受け、途中で散会。
- R2.9.13 16組住民への説明会実施(第2回目)。公園の存続を望む声を市長に説明し、意見を聞いてくるように、との要望が出され一方的に説明会は散会となる。
- R2.9.15 所管部署より市長に説明。周辺住民の意見を十分に聴取し、配置や景観について可能な限りの対応は行い理解を得るようことの指示を受ける。
- R2.9.29 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.30 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.7 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.25 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.29 相田公園隣接者(1軒)に電話にて市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.9～ 都市公園の変更について法定縦覧(相田公園の廃止及び代替公園の追加)。意見書の提出なし。(縦覧期間:令和2年9月23日まで)
- R2.11.2 16組住民(6軒7名)より書面にて市長あての要求書が提出される。(市長の説明会への出席と現地視察を要望)
- R2.11.30 市長が現地視察(都市建設部長随行)
- R2.12.11 12月市議会一般質問にて川上議員が、公園を維持する建替案を提案
→「自治会と協議しながら、提案の事業進捗への影響、費用、相互理解の観点から検討を行う」と市長答弁。

- R3.1.13 現行案(現相田公園に1棟目を建設)の他に、現相田公園を保存する3案を検討する。
第1案 現相田公園の南東側エリアに1棟目を建設する。
第2案 現相田公園の西側エリアに1棟目を建設する。
第3案 旧県有地に1棟目を建設する。
- R3.3.5 現公園を保存する案(第1～3案)と市の現行案の比較資料を作成し、3月19日に説明会を開催する旨の案内を併せて相田公園隣接者にポスティングを実施。
- R3.3.11 説明会開催について説明するため相田公園隣接者(3名)訪問。開催日程について都合が悪いと断られる。
3月19日に自治会と自治会未加入者との合同説明会を企画するも16組は参加できないとの回答を得たことから開催を中止。
- R3.3.17 公園の隣接者6軒より要望書提出。現相田公園を残し県住跡地に1棟目建設する案:以下第3案)の実施を要望。

【令和3年度】

- R3.4.5 公園隣接者(2軒)を訪問する。要望書にて申し入れた第3案を強く要望。第3案での事業実施の工程以外の協議は行わないとの回答。
- R3.4.14 住宅課長が比較資料の説明のため代表者に電話するも、市の方針が現案のままならば、説明は受けないとの回答。
- R3.4.20 公園隣接者3名と川上市議が来庁し協議。相田公園の隣接者からの要望(第3案)を地元自治会へ説明するよう要望される。
- R3.5.20 相田団地自治会隣組長常会(1班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.21 相田団地自治会隣組長常会(2班6名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.22 相田団地自治会隣組長常会(3班8名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.23 相田団地自治会隣組長常会(4班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.28 相田団地建替連絡協議会において、自治会は現案(現相田公園に1棟目を建設)を支持するとの意見でまとまる。
- R3.6.1 市営相田住宅の建替事業について現案(現相田公園に1棟目を建設)で市長決裁を受ける。
- R3.6.2 公園隣接者に、現案(現相田公園に1棟目を建設)で事業を進めることとなった旨を文書にて発送。
- R3.6.11 6月2日に送付した回答文書を持参し、隣接者(4名)が来庁し市長と懇談。現相田公園に1棟目を建設する方針で決定した旨を説明した上で、回答書に記載の通り、隣接者からのご意見を伺いながら景観やプライバシー等に配慮した設計を進めていく旨を説明。詳細については担当部署より説明を行う旨伝える。
- R3.6.16 6月市議会一般質問にて川上議員が、第3案(旧県有地に1棟目を建設)についての質問あり。
→基本的には地元自治会と進めてきたことを念頭に住民の方の声にも耳を傾け、現案を第一義とした上でも何か寄り添う対応ができるのではないかと

という観点から検討したいと市長答弁。

当該住民の強い要望により市長が後日、面談することを約束。

- R3.6.22 市長、都市建設部長、都市建設次長、秘書課課長補佐と公園隣接者(4名)、川上市議が同席の上面談。第3案(旧県有地に1棟目を建設)を強く要望される。工期が延びる事、工事費が増額になることを説明し、現案(相田公園に1棟目)で隣接者に配慮した建物の配置案等を例示する。
→第3案と現案との工期、コストの比較差を再検討することになった。
- R3.7.5 公園隣接者(4名)、川上市議が来庁。
都市建設部長、都市建設部次長、住宅課長、住宅課長補佐で対応。6月22日の協議内容の課題(工期と金額増)を再確認。
- R3.7.26 第3案と現案の工期とコストの比較差の再検討を行ったが、これまで通り現案の優位性が認められたため、市長を含め内部協議を行い、現案で事業を進めることを市の方針として決定。
- R3.7.27 公園隣接者の方1名に電話で、市の方針が現案で決定したこと、後日、みなさんには文書にて結果を通知する旨伝える。また、他の隣接者に市の方針の決定を伝えてもらう。
- R3.7.28 前述の隣接者より入電、他の隣接者及び川上議員に市の方針の決定を伝えたとのこと。
市の方針の結果の通知文書を隣接者6名に発送。
- R3.7.29 相田団地自治会長に、市の方針が決定したことを報告。
- R3.9.21 相田自治会・相田団地自治会・新二瀬自治会へ暫定公園整備工事のお知らせについて、自治会回覧文書を各自治会長へ配布し、10月初めの回覧での周知をお願いする。
- R3.9.22 暫定公園整備工事を着手したことにより、相田団地分譲住宅の有志の方(3名)から現地にて、工事へ着手したことについての抗議及び現公園の存続に対する要望のため、市長との再協議を要求される。
- R3.9.23 暫定公園整備工事を一時中断する。(中断期間:令和3年9月23日～令和3年10月17日)
- R3.9.27 相田団地分譲住宅の有志の方々より「相田団地建替事業計画に関する市長との協議の要望書」が提出される。
要望の内容は、住民の合意を得ないまま着工しないこと。生活環境の保全、事業に係る協議の継続について。
- R3.10.4 顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R3.10.7 顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R3.10.8 令和3年9月27日付け相田団地分譲住宅の有志の方々からの要望書に対して、要望のあった生活環境については十分に検討し事業を進めさせていたが、現相田公園に1棟目を建設する事業方針の見直し及び協議については控えさせていただく旨の回答を行う。
- R3.10.12 相田団地分譲住宅の有志の方々を含む相田団地分譲住宅へ個別訪問により、暫定公園整備工事のお知らせの文書を配布する。

- R3.10.18 暫定公園整備工事の再開。
- R3.11.16 相田団地分譲住宅の有志の方々へ1棟目建設計画の説明会を行う。(参加:川上市議、有志4名)
相田団地分譲住宅の有志の方々へ相田公園に1棟目を建設するにあたり、周辺に分譲住宅と1棟目の建物との位置関係について、例を挙げながら市には検討の用意がある旨を説明する。しかしながら理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々には現公園の存続を要望される。
- R3.11.17 相田団地自治会隣組長常会3班・4班の7名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概)について説明する。
- R3.11.18 相田団地自治会隣組長常会5班の5名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概要)について説明する。
※相田団地自治会隣組長常会1班・2班については、日程調整が難しく自治会長と協議し、次回以降の常会にて説明することで了承を得る。
- R3.12.20 九州経済産業局より、事業用地に関する炭鉱の坑内実測図、平面図、古洞図の提供を受ける。
- R4.2.7～ 1棟目への移転対象者となる現相田団地1～13棟の入居者に対し、最終のアンケート調査を聞き取りにより実施する。聞き取り項目は、世帯構成の変更の有無、要介護の有無、自動車の保有台数等。(調査期間:令和4年2月7日～令和4年2月18日)
- R4.3.2 暫定公園整備工事における遊具の設置について、相田団地建替連絡協議会・都市計画課・住宅課にて現地立会いを実施。
- R4.3.31 暫定公園整備工事完了。

【令和4年度】

- R4.4.4 相田団地自治会長に集会所の間取りの最終案を提示した際、1棟目の建物配置計画案に基本設計時以外の案も検討されていたことについて、令和3年度からここまでの間、相田団地建替連絡協議会には何ら説明も提案もない旨の指摘を受ける。
- R4.4.8 相田公営住宅1棟目移転対象者最終アンケートの集約結果資料を相田団地自治会長へ提出する。
- R4.4.18 相田団地自治会長へ1棟目の建物配置計画案の再検討について、相田団地建替連絡協議会への説明や提案が遅れていたことについて謝罪。
- R4.6.8 相田団地自治会長と面談し、相田団地建替連絡協議会へ1棟目の建物配置計画案についての説明や提案が遅れた経緯、事情を報告。
- R4.6.13 相田公営住宅1棟目石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間:令和4年6月14日～令和4年8月31日)
- R4.7.14 相田団地自治会長へ協議を申し入れるも、当日協議の時間がとれず、後日自治会長から連絡を受けた上で日程調整を図ることとなった。
- R4.7.28 相田公営住宅1棟目建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年7月29日～令和5年3月24日)
- R4.8.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年8月2日～令和5年3月24日)
- R4.8.31 相田団地自治会長と面談し、市のほうで基本計画の策定から今日までの経過を資料として整理した上で、後日自治会長に確認をいただく事です

承をもらう。

- R4.9.8 福岡県に国費(社交金)について、本年度実施予定の事業に対する執行額及び不用額の報告を行う。
- R4.9.16 市長へ1棟目の建物配置計画案について、相田団地建替連絡協議会に対し説明や提案が遅れた経緯、進捗状況を報告し、今後の調整について説明。また、本年度計画する各種調査業務や造成工事が実施に至らず、国費(社交金)の取り扱いについて福岡県と協議したことの説明を行う。
- R4.10.20 相田団地自治会会長より、相田団地建替連絡協議会の総会を開催する考えであるとの意見を頂き、説明会に向けて内容の確認を行う。
- R5.1.13 相田団地自治会役員(相田団地自治会長 他役員3名)への説明会を開催。
相田団地自治会役員へ令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業見直しによるスケジュール、1棟目建設計画について説明を行う。このことについて、相田団地建替連絡協議会に対する説明会開催についてお願いをする。説明会開催については了承を得る。
- R5.1.26 相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)、川上市議が来庁し協議。
12月補正予算にて、令和4年度相田公営住宅建替事業費を減額補正した経緯について説明を求められ説明を行う。なお、相田公園に1棟目を建設することが決定していること、令和5年度から事業を実施することを説明するが、相田団地分譲住宅の有志の方々は、あくまでも相田公園の存続を希望するのみの発言であり、1棟目建設に対する理解は得られず散会。
- R5.1.27 市長へ、1棟目の建物配置は、基本設計時に基づく建物配置で実施する説明を行い了承される。
- R5.1.28 相田団地建替連絡協議会(相田団地自治会長 他参加者19名)への説明会を開催。令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業スケジュールの見直し、1棟目建設計画等について説明を行い、現入居者を含めた意見の聴取をお願いする。
- R5.3.10 相田団地分譲住宅有志の方々との協議。(有志4名、川上市議)
1棟目建設計画に関する調整池・地盤調査業務の内容について説明。地盤調査に関する資料に本来表示されていた旧炭鉱の斜坑跡を近隣の方々への配慮のため一部伏せて配布したことについて改ざんとの指摘を受ける。相田公園に1棟目居住棟・集会所を建設することは決定していることの説明を行うが、理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々は現公園の存続を要望される。

【令和5年度】

- R5.5.16 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他13名)
1棟目の建設計画等についての説明を行い、事業を進めていくことについて了承を得る。
- R5.6.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.2～R6.3.22)
- R5.6.1 16組の各世帯へ地盤調査に関する回覧文書の配付。
- R5.6.7 相田公営住宅1棟目建築地盤調査業務委託を発注。(履行期間 R5.6.8～R5.12.28)

- R5.6.8 相田公営住宅 1 棟目建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R6.3.22)
- R5.6.8 相田公営住宅 1 棟目造成地検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R5.8.31)
- R5.6.13 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志 4 名、川上市議)
相田団地分譲住宅の有志の方々から前回の説明会にて配付した地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて謝罪文書の提出や資料の見直しを要望される。1 棟目計画に関する説明を行うも理解は得られず散会。
- R5.6.16 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志 3 名、川上市議)
相田団地分譲住宅の有志の方々から謝罪文書の提出や資料の見直しを要望されていたため、作成した文書の案を提示するも内容に理解は得られず散会。
- R5.6.19 相田団地分譲住宅の有志の方(3 名)を個別訪問し、翌日から旧相田公園内を立入禁止として地盤調査を実施することを説明したが理解は得られなかった。
- R5.6.20 地盤調査のため旧相田公園内を立入禁止。相田団地分譲住宅の有志の方々(6 名)から現地付近にて抗議があり工事の中止を要求される。
- R5.6.21 旧相田公園内の立入禁止工事エリア内に相田団地分譲住宅の有志の方々(3 名)が進入し、工事の中止を要求される。
- R5.6.22 相田団地分譲住宅の有志の方(3 名)と川上市議が来庁。都市建設部長と面談の後、副市長と面談。
- R5.7.20 市の顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R5.7.26 市の顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R5.8.8 相田団地分譲住宅の有志の方(1 名)に文書の準備が出来たことを連絡したが、住宅課から発出の文書になることについて理解を得られなかった。
- R5.8.24 川上市議が来庁し副市長と面談。
- R5.9.1 相田団地分譲住宅の有志の方々(3 名)を個別訪問し、地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて説明。併せて文書を渡したが、1 名から受取りを拒否される。
- R5.10.3 相田公営住宅 1 棟目造成地検証業務(その 2)委託を発注。(履行期間 R5.10.4～R5.12.28)

【令和 6 年度】

- R6.5.13 相田団地自治会長から相田団地建替連絡協議会へ建替えスケジュールの説明を依頼される。
- R6.5.18 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他 18 名)
相田団地建替えスケジュールを説明し、1 棟目の建設を進めていくことについて了承を得る。
- R6.6.14 相田公営住宅建設に伴う周辺家屋事前調査業務委託(H ブロック)を発注。(履行期間 R6.6.15～R6.11.29)

R6.6.25～8.24 家屋事前調査の対象となる各世帯(8世帯)を訪問。事前調査の趣旨等を説明し、調査を実施。

R6.7.17 相田公園電源移設工事を発注。(履行期間 R6.7.18～R6.8.31)

R6.7.23 相田公営住宅石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間 R6.7.24～R6.10.31)

R6.8.7 相田公営住宅(Hブロック)造成工事を発注。(履行期間 R6.8.8～R7.2.28)

避難所整備の経過について

防災安全課

項目	平成25年度	平成26年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難所数	【指定避難所】 70箇所:内、17箇所を当初開設	【指定緊急避難場所】 17箇所 【指定避難所】 70箇所	【指定緊急避難場所】 風水害:21箇所 震災:21箇所 【指定避難所】 64箇所	【指定緊急避難場所】 風水害:21箇所 震災:26箇所 【指定避難所】 65箇所	【指定緊急避難場所】 風水害:25箇所 震災:30箇所 【指定避難所】 64箇所	【指定緊急避難場所】 風水害:25箇所 震災:31箇所 【指定避難所】 64箇所	【指定緊急避難場所】 風水害:24箇所 震災:34箇所 【指定避難所】 63箇所	【指定緊急避難場所】 風水害:24箇所 震災:36箇所 【指定避難所】 62箇所
避難所整備にかかる特段事項	・災害対策基本法改正「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の明確化を定義		・指定緊急避難場所の増設 (九州工業大学との災害協定等)	・震災時における指定緊急避難場所の増設 (民間事業者との災害協定等)	・指定緊急避難場所の増設 (近畿大学九州短期大学との災害協定等)	・震災時における指定緊急避難場所の増設 (穂波交流センター改修) ・コロナ禍における指定緊急避難場所の臨時的措置 (飯塚小学校他23施設)	・震災時における指定緊急避難場所の増設 (鯉田交流センター及び二瀬交流センター建替え等) ・コロナ禍における指定緊急避難場所の臨時的措置 (飯塚小学校他13施設)	・震災時における指定緊急避難場所の増設 (総合体育館及び幸袋交流センター建替え) ・コロナ禍の終息に伴う指定緊急避難場所の臨時的措置の見直し (13→4施設)
避難所運営にかかる資器材等の整備状況					コロナ対策を含めた資器材等の前倒し整備を開始 【整備品目】 簡易ベット 150台 パーテーション 1,810台 その他ローリングストック 消耗品	飯塚市備蓄基本計画策定(R4.3) 【整備品目】 簡易ベット 30台 その他ローリングストック 消耗品	資器材等の整備完了 【整備品目】 簡易ベット 282台 投光器 35基 サーモカメラ 20式 簡易トイレ 128式 その他ローリングストック 消耗品	【整備品目】 その他ローリングストック 消耗品
<参考> 主だった災害等			平成30年7月豪雨 (7/5~7/17) 負傷者 5名 半壊 190棟 床上浸水 264棟 床下浸水 317棟 避難者数 2,089名		台風10号 (9/4~9/6) 負傷者 なし 建物被害 なし 避難者数 1,544名			

NPO人権ネットいづかの実態、及び委託料の推移がわかるもの

人権・同和政策課

団 体 名	資 料 名	ページ
NPO法人人権ネットいづか	1 特定非営利活動法人 人権ネットいづか定款	101
	2 2023年度事業報告書	106
	3 2023年度活動計算書	106
	4 2023年度貸借対照表	107
	5 計算書類の注記	107
	6 2023年度財産目録	108
	7 NPO法人人権ネットいづか理事・監事名簿、人権・同和啓発推進員及び担当	109
	8 人権啓発事業委託料内訳及び実施状況(3年間)及び委託仕様書	110

特定非営利活動法人 人権ネットいづか定款

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 人権ネットいづか という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市新飯塚24番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①いきいきサロン事業
 - ②人権・教育啓発推進事業
 - ③人権フェスタ事業
 - ④人権啓発展示事業
 - ⑤人権相談事業
 - ⑥人権情報発信事業
 - ⑦子どもの自立と人権意識の高揚を図る事業
 - ⑧就労支援事業
 - ⑨その他目的を達成するために必要とみとめられる事業
 - ⑩第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係る施設の管理運営委託事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金面で支援するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事9人以上
 - (2) 監事1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決に

より、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、27条及び28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務をおこなった者の氏名

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものと

する。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業計画年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、飯塚市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松本 建一
副理事長	安永 勝利
理事	松本 繁子
同	榎本 雄輔
同	原田 勝則
同	松岡 博信
同	和多 真太郎
同	松本 美知子
同	下見 義友
監事	和多 政数

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとする。

4 この法人の当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から2005年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 1000円
- (2) 年会費 1200円

7 賛助会員の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 個人入会金 1000円 団体入会金 5000円
- (2) 個人年会費 1200円 団体年会費 6000円

附則

- 1 2005年4月 8日一部変更
- 2 2007年5月25日一部変更
- 3 2009年6月19日一部変更
- 4 2014年5月16日一部変更
- 5 2017年4月28日一部変更

2023年度事業報告書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人人権ネットいづか

1 事業の成果

飯塚市が実施している人権・同和啓発事業の一部の事業委託を受け、人権同和啓発推進委員により、市内の自治会・いきいきサロン・サークル・企業・事業所で啓発を行ってきました。

そして、市民向け講演会を2回行い延べ614名の参加がありました。地域での啓発は延べ193回、4,416名参加がありました。企業・事業所では延べ37回の研修、1,593名参加がありました。

人権ネットだよりを年3回発行し、自治会やサークルや企業啓発の様子を載せて、自治会長と人権推進員に届けて、全自治会での回覧をしていただきました。

さらに、ホームページで、講演会の周知を図っていきたくと考えています。

就労支援事業では、年々を重ね、猛暑の中での草刈り作業が困難な状況で、今年度は実施しませんでした。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
人権教育啓発推進事業	市民啓発講演会を行った。	9月16日 2月24日	コスモス コモン	15人	一般市民 延べ614名	47,744
	各地域や事業所で人権・同和啓発を行った。	随時	各所	15人	延べ6,009名	
就労支援事業	実施しなかった。					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)
その他の事業	実施しなかった。				

2023年度 活動計算書
2023年4月1日から2024年3月31日まで
特定非営利活動法人人権ネットいづか
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員入会金	1,000		1,000
正会員受取会費	72,000		72,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取助成金	400,000		400,000
4 事業収益			
人権教育啓発推進事業収益	51,924,400		51,924,400
就労支援事業収益	0		0
5 その他収益			
受取利息	128		128
雑収益	25,800		25,800
経常収益計	52,423,328		52,423,328
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	34,476,322		34,476,322
福利厚生費	9,566,707		9,566,707
人件費計	44,043,029		44,043,029
(2) その他経費			
研修費	1,281,783		1,281,783
業務委託費	0		0
講演会事業費	896,753		896,753
諸謝金	0		0
通信運搬費	170,453		170,453
消耗品費	762,331		762,331
水道光熱費	527,283		527,283
費用弁償費	8,000		8,000
雑費	54,620		54,620
その他経費計	3,701,223		3,701,223
事業費計	47,744,252		47,744,252
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	96,000		96,000
人件費計	96,000		96,000
(2) その他経費			
会議費	105,000		105,000
減価償却費	347,086		347,086
その他経費計	452,086		452,086
管理費計	548,086		548,086
経常費用計	48,292,338		48,292,338
消費税・住民税及び事業税	3,080,398		3,080,398
当期正味財産増減額	1,050,592		1,050,592
前期繰越正味財産額			11,632,723
次期繰越正味財産額			12,683,315

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

2023年度貸借対照表

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人人権ネットいづか

科目	金額 (単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金予算		
現金	200,000	
飯塚信用金庫 普通預金	13,063,725	
未収金	3,452,400	
流動資産合計		16,716,125
2 固定資産		
什器備品	568,467	
固定資産合計		568,467
資産合計		17,284,592
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	3,368,067	
消費税等未払金	1,089,500	
預り金	143,710	
流動負債合計		4,601,277
負債合計		4,601,277
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	11,632,723	
当期正味財産増減額	1,050,592	
正味財産合計		12,683,315
負債及び正味財産合計		17,284,592

計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準 (2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会) によつていま

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、定率法で償却しています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によつています。

2 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	人権教育啓発 推進事業費	就労支援 事業費	その他の 事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費					73,000	73,000
2. 受取寄附金	0	0		0	0	0
3. 受取助成金等	0	0		0	400,000	400,000
4. 事業収益	51,924,400	0		51,924,400	0	51,924,400
5. その他収益	0	0		0	25,928	25,928
経常収益計	51,924,400	0		51,924,400	498,928	52,423,328
II 経常費用						
1. 事業費						
(1) 人件費						
給料手当	34,476,322	0		34,476,322	0	34,476,322
福利厚生費	9,566,707	0		9,566,707	0	9,566,707
人件費計	44,043,029	0		44,043,029	0	44,043,029
(2) その他経費						
研修費	1,281,783			1,281,783	0	1,281,783
業務委託費	0	0		0	0	0
講演会事業費	896,753	0		896,753	0	896,753
諸謝金	0	0		0	0	0
通信運搬費	170,453	0		170,453	0	170,453
消耗品費	762,331	0		762,331	0	762,331
水道光熱費	527,283	0		527,283	0	527,283
費用弁償	8,000	0		8,000	0	8,000
雑費	54,620	0		54,620	0	54,620
その他経費計	3,701,223	0	0	3,701,223	0	3,701,223
2. 管理費						
(1) 人件費						
役員報酬					96,000	
人件費計					96,000	96,000
(2) その他経費						
会議費					105,000	105,000
減価償却費					347,086	347,086
その他経費計	0	0	0	0	452,086	452,086
経常費用計	47,744,252	0	0	47,744,252	548,086	48,292,338
消費税等	3,080,398	0	0	3,080,398	0	3,080,398
当期経常増減額	1,099,750	0	0	1,099,750	49,158	1,050,592

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		915,553		915,553	△347,086	568,467
合計		915,553	0	915,553	△347,086	568,467

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によつています。

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

2023年度財産目録

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人人権ネットいづか

科目	金額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	200,000		
飯塚信用金庫 普通預金	13,063,725		
未収金			
3月分人権同和啓発事業委託	3,452,400		
流動資産合計		16,716,125	
2 固定資産			
什器備品			
ノートパソコン	39,444		
ノートパソコン	107,144		
エアコン	421,879		
固定資産合計		568,467	
資産合計			17,284,592
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
3月分給与	2,177,348		
3月分市県民税	68,000		
2月分社会保険料	534,420		
3月分社会保険料	531,730		
3月分通信費	10,108		
3月分光熱費	46,461	3,368,067	
消費税等未払金	1,089,500		
預り金 職員に対する源泉所得税	143,710		
流動負債合計		4,601,277	
負債合計			4,601,277
正味財産合計			12,683,315

NPO法人人権ネットワークいづか理事・監事名簿

理事長	原田 勝則
副理事長	和多 真太郎
理事	松岡 博信
理事	松本 隆ノ助
理事	吉田 幸子
理事	櫻本 悦子
理事	内田 美保
理事	竹田 昇
理事	高林 勝雄
監事	菅 成微

人権・同和啓発推進員及び担当

吉田 幸子	(事務局)
上野 力	(庄内地区)
和多 真太郎	(菰田地区)
櫻本 悦子	(立岩・鎮西地区)
豊内 哲	(穂波地区)
上野 美智子	(二瀬地区)
山下 勲	(鯉田地区)
山田 治男	(飯塚片島・飯塚東地区)
平山 直詞	(幸袋地区)
田外 憲治	(筑穂地区)
矢野 文	(筑穂地区)
中嶋 良広	(穎田地区)

人権啓発事業委託料内訳及び実施状況(3年間)及び委託仕様書

1. 委託料内訳の推移(NPO人権ネットいづか)

(単位: 円)

費 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
賃 金	36,975,000	37,193,000	37,100,700
共 済 費	6,012,000	6,171,000	6,184,300
消耗品等諸経費	1,400,000	1,400,000	1,490,000
事 業 費	1,929,000	2,429,000	2,429,000
消 費 税	4,631,600	4,719,300	4,720,400
合 計	50,947,600	51,912,300	51,924,400

2. 実施状況

自治会、企業実績数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会サークル等研修	65回 1,331人	126回 3,462人	195回 5,030人
企業研修等	31回 732人	31回 842人	35回 979人
合 計	96回 2,063人	157回 4,304人	230回 6,009人

仕 様 書

- 1.業 務 名 人権啓発事業委託
2.履 行 場 所 飯塚市地内
3.履 行 期 間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで

4.業務の内容

(1)研修事業

①飯塚地区、菰田地区、飯塚東地区、幸袋地区、立岩地区、二瀬地区、鯉田地区、鎮西地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区の交流センター及び自治会等における人権啓発事業

②企業、官公庁等における人権啓発事業

(2)相談事業

①人権に関わる相談に応じ適切な助言を行う事業

(3)広報事業

①「人権いづか」及び「人権いづか ぬくもり」（年6回）発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加

②地域における人権啓発広報活動

(4)展示事業

①「人権・同和問題啓発展示コーナー」における展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加

(5)その他啓発事業等

①人権問題講演会事業

②部落解放研究集会・同和問題啓発強調月間事業及び人権週間に関わる企画会議等への参加

(6)その他

① 飯塚市人権・同和政策課との定例連絡会議の実施

5.選 定 要 件

(1)人権啓発事業を遂行できる十分な能力を持つ職員を確保し、かつ、事業に専念できる体制を整えること。

6.事 業 報 告

(1) 受注者は、毎月の業務完了後、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出するものとする。なお、毎月の業務完了日は25日とする。ただし、12回目の支払い分については、業務完了日を31日とする。

(2) 受注者は、全事業完了後、下記必要事項を含む事業報告書を作成し、提出するものとする。

① 啓発事業の実施状況

② 啓発事業の収支状況

③ その他市長が必要と認める事項

(3) 発注者が必要と認めたときは、随時、事業経過報告書を提出するものとする。

7.委 託 料 の 支 払

(1) この委託業務に係る委託料の支払いは12回払いとし、各月の業務完了後、受注者からの正当な請求に基づき、30日以内に別紙「委託料金 月別支払い金額表」のとおり支払うものとする。

8.そ の 他

(1) 地区交流センター及び人権啓発センターにおける人権啓発事業委託業務遂行に当たり、市が必要と認める限りにおいては、当該交流センター及び人権啓発センターの施設及び備品（机、椅子等をいう。）を使用することができるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

就学援助実施状況推移(小・中別に)

教育総務課

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
医 療 扶 助 費	小学校	326,450円	156人	372,270円	175人	312,370円	168人
	中学校	78,700円	51人	94,460円	49人	119,740円	66人
	計	405,150円	207人	466,730円	224人	432,110円	234人
学 用 品 扶 助 費	小学校	25,736,000円	1,734人	25,967,685円	1,767人	25,792,520円	1,750人
	中学校	22,759,955円	871人	24,017,525円	920人	24,736,910円	950人
	計	48,495,955円	2,605人	49,985,210円	2,687人	50,529,430円	2,700人
修学旅行 扶 助 費	小学校	6,334,656円	316人	6,689,708円	345人	6,064,578円	327人
	中学校	15,578,946円	352人	11,398,898円	301人	18,165,673円	317人
	計	21,913,602円	668人	18,088,606円	646人	24,230,251円	644人
給 食 扶 助 費	小学校	73,584,130円	1,727人	74,238,729円	1,766人	73,965,130円	1,751人
	中学校	43,147,510円	847人	44,953,034円	896人	47,150,667円	927人
	計	116,731,640円	2,574人	119,191,763円	2,662人	121,115,797円	2,678人
入学準備 扶 助 費	小学校	15,522,240円	304人	15,820,980円	457人	16,326,120円	302人
	中学校	19,800,000円	330人	20,460,000円	341人	22,530,000円	610人
	計	35,322,240円	634人	36,280,980円	798人	38,856,120円	912人
校外活動 扶 助 費	小学校	700,320円	347人	593,128円	299人	530,347円	111人
	中学校	17,422円	5人	25,666円	8人	60,429円	15人
	計	717,742円	352人	618,794円	307人	590,776円	126人
合 計	小学校	122,203,796円	1,734人	123,682,500円	1,767人	122,991,065円	1,751人
	中学校	101,382,533円	871人	100,949,583円	920人	112,763,419円	950人
	計	223,586,329円	2,605人	224,632,083円	2,687人	235,754,484円	2,701人

5月1日現在児童生徒数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	6,823人	6,843人	6,724人
中学校	3,107人	3,201人	3,178人
計	9,930人	10,044人	9,902人

援助率および就学援助受給者数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	援助率	受給者	援助率	受給者	援助率	受給者
小学校	25.4%	1,734人	25.8%	1,767人	26.0%	1,751人
中学校	28.0%	871人	28.7%	920人	29.9%	950人
計	26.2%	2,605人	26.8%	2,687人	27.3%	2,701人

地域活動指導員の採用基準と配置状況推移

生涯学習課

【地域活動指導員の採用基準】

福岡県地域活動指導員設置要綱を踏まえ、意欲を有する人材を採用することを目的に質問・聞き取りを行い総合的に判断する。

【地域活動指導員の配置状況推移表】

(単位:人)

	年度	合計 人数	所属		所属		所属		所属		所属		備考
			配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	
1	平成 26年度	12	中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		人権同和政策課 立岩会館 1
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2	
2	平成 27年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		中央公民館と生涯学 習課が統合
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2	
3	平成 28年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権同和政策課 立岩会館 1
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2	
4	平成 29年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課 立岩会館 1
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2	
5	平成 30年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		地区公民館を交流セ ンターへ変更
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩会館	2	
6	令和 元年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		立岩会館を立岩人権 啓発センターへ変更
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	
7	令和 2年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課 立岩人権啓発センター 1
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	
8	令和 3年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課 立岩人権啓発センター 1
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	
9	令和 4年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課 立岩人権啓発センター 1
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	
10	令和 5年度	11	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課 立岩人権啓発センター 0
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	
各センター 担当(※)		4	5号		5号		5号		5号		5号		0
			7	4号・5号		4号		4号		4号・5号		4号	

(※)福岡県地域活動指導員設置要綱 第3条

- 1号:様々な生活体験活動、社会体験活動、自然体験活動に関する企画・立案及び指導
- 2号:ボランティア活動等を通じた社会参加活動に関する企画・立案及び指導
- 3号:子ども会における学習活動に関する企画・立案及び指導
- 4号:家庭・地域の教育力の向上、人権教育・啓発活動に関する企画・立案及び指導
- 5号:その他、本事業が目的とする子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画・立案及び指導

グラウンドゴルフ場整備費について

スポーツ振興課

(単位:円)

	事業費	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 (支出額) ※R6.9.9現在
◎事業費合計	473,861,071	41,472,871	112,331,400	320,056,800
○役務費	122,500	0	68,500	54,000
水道工事検査手数料	4,500		4,500	
建築確認申請手数料	106,000		52,000	54,000
浄化槽検査手数料	12,000		12,000	
○委託料	25,193,300	20,018,900	3,799,400	1,375,000
グラウンドゴルフ場整備測量業務委託	3,456,200	3,456,200		
グラウンドゴルフ場整備実施設計業務委託	16,562,700	16,562,700		
グラウンドゴルフ場クラブハウス建設工事設計業務委託	3,300,000		3,300,000	
グラウンドゴルフ場クラブハウス地盤改良調査委託	499,400		499,400	
グラウンドゴルフ場クラブハウス建設工事監理業務委託	1,375,000			1,375,000
○工事請負費	426,150,800	0	107,721,000	318,429,800
グラウンドゴルフ場建設予定地プレハブ等解体工事	1,270,500		1,270,500	
グラウンドゴルフ場整備造成工事	111,630,200		43,539,000	68,091,200
グラウンドゴルフ場散水設備設置工事	37,911,500		37,911,500	
グラウンドゴルフ場整備植栽(その1)工事	66,121,000		25,000,000	41,121,000
グラウンドゴルフ場整備植栽(その2)工事	34,191,300			34,191,300
グラウンドゴルフ場整備植栽(その3)工事	35,090,000			35,090,000
グラウンドゴルフ場クラブハウス建設(電気設備)工事	18,188,500			18,188,500
グラウンドゴルフ場クラブハウス建設(空調設備)工事	8,156,500			8,156,500
グラウンドゴルフ場クラブハウス建設(給排水衛生設備)工事	26,139,300			26,139,300
グラウンドゴルフ場クラブハウス建設工事	71,192,000			71,192,000
グラウンドゴルフ場整備舗装工事	0			
グラウンドゴルフ場整備外柵工事	16,260,000			16,260,000
○その他	22,394,471	21,453,971	742,500	198,000
上水道敷設工事負担金	21,453,971	21,453,971		
水道口径別納付金	742,500		742,500	
備品購入費	198,000			198,000

給食調理委託状況の推移

学校給食課

学校名	契約期間(年度)															
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
立岩小学校	650食 41,202,000円 共立メンテナンス			740食 72,623,520円 一富士フード			1,460食 275,484,000円 一富士フード									
片島小学校	420食 38,108,880円 中村学園			610食 62,914,320円 中村学園												
菰田小学校	160食 24,499,800円 日本国民食															
飯塚第一中学校	780食 48,667,500円 日米クック			750食 76,325,760円 日米クック			1,370食 255,090,000円 日米クック									
飯塚小学校	340食 33,621,480円 ハーベストネクスト			570食 51,246,000円 共立メンテナンス												
鯉田小学校	230食 33,109,560円 日本国民食															
飯塚第二中学校	330食 20,995,200円 共立メンテナンス			830食 81,000,000円 共立メンテナンス			820食 160,308,000円 共立メンテナンス									
飯塚東小学校	540食 42,395,850円 中村学園															

※表中に記載の上段から食数、契約期間の契約額及び委託業者名。

学校名	契約期間(年度)																	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
二瀬中学校		450食 28,698,600円 一富士フード		1,240食 98,742,240円 一富士フード			1,120食 198,731,410円 一富士フード				920食 197,428,000円 一富士フード							
伊岐須小学校	790食 52,756,200円 一富士フード																	
幸袋一貫校				820食 58,935,600円 日米クック			800食 145,594,800円 シダックス大新東											
鎮西一貫校							1,000食 98,807,040円 ハーベストネクスト			1,040食 184,250,000円 ハーベストネクスト								
八木山小学校																		
穎田一貫校		460食 25,729,200円 シダックス大新東		1,340食 110,730,240円 シダックス大新東			1,390食 222,585,240円 シダックス大新東				1,390食 239,164,200円 シダックス大新東							
庄内中学校	840食 65,583,000円 シダックス大新東																	
庄内小学校																		
穂波東一貫校				1,010食 69,941,880円 中村学園			1,000食 157,096,350円 中村学園											

学校名	契約期間(年度)															
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
穂波西中学校											1,350食 305,250,000円 ハーベストネクスト					
若菜小学校																
棕本小学校																
高田小学校																
筑穂中学校																
上穂波小学校																
大分小学校																
内野小学校																

※平成18～23年度までの状況… 平成18～20年度、庄内中学校、320食、28,035,000円、魚国総本社。

平成21～23年度、庄内小学校及び庄内中学校、880食、54,810,000円、魚国総本社。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業の近隣各市との比較

生活応援臨時対策室

(1) 生活応援クーポン券発行事業(3万円給付事業)

①令和5年3月閣議決定の非課税世帯等に対する給付事業	飯塚市	嘉麻市	宮若市	田川市	直方市	中間市
給付方法	市内加盟店で利用できるクーポン券	現金	現金	現金	現金	現金
給付金額	30,000円	30,000円	35,000円	30,000円	30,000円	30,000円
給付件数	21,579件	7,664件	4,392件	8,977件	9,129件	7,051件
給付額計	—	229,920,000円	153,720,000円	269,310,000円	273,870,000円	211,530,000円
②上記①以外の世帯に対する給付がある場合	実施した	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない
対象世帯	①以外の市内に住民票がある全世帯	/				
給付方法	市内加盟店で利用できるクーポン券					
給付金額	20,000円					
給付件数	41,219件					
給付額計	—					
全体給付額	1,459,000,000円 (クーポン券精算額)	229,920,000円	153,720,000円	269,310,000円	273,870,000円	211,530,000円

(2)住民税非課税世帯等臨時特別給付金(7万円給付事業)

①令和5年11月閣議決定の非課税世帯等に対する給付事業	飯塚市	嘉麻市	宮若市	田川市	直方市	中間市	
	給付方法	現金	現金	現金	現金	現金	
	給付金額	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	
	給付件数	19,857件	7,335件	4,334件	9,165件	8,650件	6,546件
	給付額計	1,389,990,000円	513,450,000円	303,380,000円	641,550,000円	605,500,000円	458,220,000円
②上記①以外の世帯に対する給付がある場合	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	実施した	実施していない	
	対象世帯	/				非課税世帯のうち課税者からの被扶養者のみで構成される世帯	/
	給付方法					現金	
	給付金額					70,000円	
	給付件数					523件	
	給付額計					36,610,000円	
全体給付額	1,389,990,000円	513,450,000円	303,380,000円	641,550,000円	642,110,000円	458,220,000円	

福岡ソフトウェアセンターへの業務委託及び物品調達の一覧(5年間)

関係各課

○物品

令和元年度

(単位:円)

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	立岩遺跡映像システムバッテリー費 16,000円×1.10	17,600	令和2年2月5日	教育部文化課

令和2年度

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	児童生徒用タブレット端末(飯塚第一中学校(1年生)分)	14,977,600	令和2年7月31日	教育部教育総務課
2	児童生徒用タブレット端末(立岩小学校(5・6年生)分)	13,687,300	令和2年7月31日	教育部教育総務課
3	児童生徒用タブレット端末(小中一貫校穎田校(小学部)分)	13,687,300	令和2年7月31日	教育部教育総務課
4	児童生徒用タブレット端末(小中一貫校幸袋校(4~6年生)分)	13,631,200	令和2年7月27日	教育部教育総務課
5	児童生徒用タブレット端末(小中一貫校幸袋校(1~3年生)分)	13,530,000	令和2年7月31日	教育部教育総務課
6	Web会議用(本庁)ノートパソコン一式	252,230	令和2年8月11日	総務部情報政策課
7	Web会議用(支所)ノートパソコン一式	453,200	令和2年9月2日	総務部情報政策課
8	外付けSSD(480GB) SSD-PG480U3-BA 2個	18,480	令和2年9月23日	総務部情報政策課
9	タブレット端末充電保管庫一式(立岩小学校分)	4,989,600	令和2年11月11日	教育部教育総務課
10	タブレット端末充電保管庫一式(小中一貫校穂波東校(小学部)分)	4,725,600	令和2年11月11日	教育部教育総務課
11	タブレット端末充電保管庫一式(小中一貫校飯塚鎮西校(小学部)分)	4,638,700	令和2年11月11日	教育部教育総務課
12	タブレット端末充電保管庫一式(飯塚第一中学校分)	4,638,700	令和2年11月11日	教育部教育総務課
13	タブレット端末充電保管庫一式(庄内小学校分)	4,287,800	令和2年11月11日	教育部教育総務課
14	ノートパソコン一式(コンパクトタイプ)	281,600	令和2年12月11日	総務部情報政策課

令和3年度

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	Web会議用ノートパソコン一式	399,300	令和3年5月11日	経済部産学振興課
2	ノートパソコン2-in-1	133,980	令和3年6月18日	行政経営部総合政策課

令和4年度

(単位:円)

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	学校用Web会議カメラセット	3,168,000	令和4年7月4日	教育部学校教育課
2	交流センター用Web会議カメラセット	1,372,800	令和4年7月4日	市民協働部まちづくり推進課
3	インクジェット複合機 外1件	289,300	令和4年7月4日	教育部生涯学習課
4	Web会議用カメラセット	277,200	令和4年7月12日	総務部情報管理課
5	ノートパソコン 外17件	4,697,000	令和4年7月25日	教育部生涯学習課
6	Web会議用カメラセット 増設マイク	265,650	令和4年12月6日	市民協働部まちづくり推進課
7	ノートパソコン一式	359,150	令和4年12月15日	教育部生涯学習課
8	内蔵SSD500GB×2個	18,480	令和5年1月6日	市民協働部まちづくり推進課

令和5年度

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	災害対策本部用WEBカメラセット	147,400	令和5年5月9日	総務部防災安全課
2	交流センター用 無線LANルーター	9,760	令和5年9月1日	市民協働部まちづくり推進課
3	先進地視察用ノートパソコン(ノート型及びタブレット型)	142,590	令和5年9月22日	行政経営部業務改善・DX推進課
4	ガンタイプ2次元スキャナー	36,300	令和6年1月10日	教育部生涯学習課
5	内臓2.5インチSSD×3個	20,460	令和6年1月16日	市民協働部まちづくり推進課
6	内臓2.5インチSSD×2個	13,640	令和6年1月29日	市民協働部まちづくり推進課

○業務委託

令和元年度

(単位:円)

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	スポーツ施設予約システム保守委託	1,220,800	平成31年4月1日	市民協働部健幸・スポーツ課
2	小中学校ICT活用推進事業委託	14,640,880	平成31年4月1日	教育部教育総務課
3	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	13,614,100	平成31年4月1日	市民協働部地域振興課
4	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,442,000	令和元年10月11日	総務部情報政策課

令和2年度

(単位:円)

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	スポーツ施設予約システム保守委託	1,232,000	令和2年4月1日	市民協働部健幸・スポーツ課
2	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	13,739,000	令和2年4月1日	市民協働部地域公共交通対策課
3	小中学校ICT活用推進事業委託	15,690,400	令和2年4月1日	教育部学校教育課
4	RPAソフトウェア導入及び保守業務委託	2,475,000	令和2年4月30日	総務部情報政策課
5	全銀協データ作成システム構築委託	286,000	令和2年5月1日	福祉部特別定額給付金対策室
6	令和2年度再就職(再雇用)応援事業委託	36,245,000	令和2年5月20日	経済部経済対策室
7	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,304,500	令和2年6月29日	総務部情報政策課
8	小中学校GIGAスクールサポーター配置事業委託	16,390,000	令和2年10月21日	教育部学校教育課
9	飯塚市生活困窮者自立相談支援等業務委託(R3.3.24～R6.3.31)	61,344,800	令和3年3月23日	福祉部生活支援課
10	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和3年3月26日	市民協働部地域公共交通対策課

令和3年度

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,779,800	令和3年4月1日	総務部情報政策課
2	コミュニティセンター施設管理システム保守点検委託(R3.4.1～R6.3.31)	2,240,700	令和3年4月1日	教育部生涯学習課
3	スポーツ施設予約システム保守委託	1,232,000	令和3年4月1日	市民協働部健幸都市推進課
4	小中学校ICT教育推進事業委託(R3.4.1～R5.3.31)	75,500,700	令和3年4月1日	教育部学校教育課
5	令和3年度再就職(再雇用)応援事業委託	56,366,200	令和3年4月1日	経済部商工観光課
6	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,370,500	令和3年6月2日	総務部情報政策課
7	本庁舎内Web会議専用無線LAN構築委託	642,400	令和3年7月27日	総務部情報政策課
8	本庁舎委員会室Web会議専用無線LAN増設委託	35,200	令和3年11月26日	総務部情報政策課
9	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,462,900	令和4年2月1日	総務部情報政策課
10	飯塚市ファミリー・サポート・センター事業業務委託(R4.2.19～R7.3.31)	20,262,000	令和4年2月18日	福祉部子育て支援課
11	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和4年3月18日	市民協働部地域公共交通対策課
12	飯塚市新産業創出支援センター指定管理業務委託(R4.4.1～R8.3.31)※	39,758,400	令和4年3月18日	経済部産学振興課

令和4年度

(単位:円)

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	スポーツ施設予約システム保守委託	1,232,000	令和4年4月1日	市民協働部スポーツ振興課
2	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,778,700	令和4年4月1日	総務部情報管理課
3	飯塚市市民課等窓口業務委託	58,201,000	令和4年4月1日	市民環境部市民課
4	令和4年度再就職(再雇用)応援事業委託	45,003,200	令和4年4月1日	経済部商工観光課
5	飯塚市生活困窮者就労準備支援等業務委託(R4.4.1～R6.3.31)	5,453,800	令和4年4月1日	福祉部生活支援課
6	督促手数料及び延滞金計算表示システム構築委託	495,000	令和4年6月20日	会計管理者会計課
7	飯塚市の未来を担う子どもたちへの応援券受付情報入力等業務委託	24,355,100	令和4年7月18日	福祉部子育て支援課
8	飯塚市民応援クーポン券換金受付業務等委託	15,510,000	令和4年11月18日	経済部商工観光課
9	飯塚市婚活業務委託	495,000	令和4年11月30日	福祉部子育て支援課
10	飯塚市窓口業務委託(R5.1.5～R10.3.31)	449,879,100	令和5年1月4日	市民環境部市民課、医療保険課、 総務部総務課
11	公衆無線LAN整備事業業務委託	9,075,000	令和5年2月15日	行政経営部業務改善・DX推進課
12	幸袋交流センター公衆無線LAN移設業務委託	184,800	令和5年3月9日	行政経営部業務改善・DX推進課

令和5年度

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	小中学校ICT教育推進事業委託(R5.4.1～R7.3.31)	78,488,300	令和5年4月1日	教育部学校教育課
2	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和5年4月1日	市民協働部地域公共交通対策課
3	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,778,700	令和5年4月1日	総務部情報管理課
4	スポーツ施設予約システム保守委託	1,240,800	令和5年4月1日	市民協働部スポーツ振興課
5	本庁1階相談室外3箇所無線LAN増設委託	236,500	令和5年5月30日	総務部情報管理課
6	飯塚市総合体育館公衆無線LAN増設設置業務委託	580,800	令和5年6月29日	市民協働部スポーツ振興課
7	飯塚市生活応援クーポン券発行等業務委託	25,653,100	令和5年7月7日	福祉部生活応援臨時対策室
8	公衆無線LAN機器保守及びアクセス認証管理クラウド運用サービス提供業務委託	1,442,100	令和5年9月15日	行政経営部業務改善・DX推進課
9	飯塚市婚活業務委託	495,000	令和5年10月3日	福祉部子育て支援課
10	飯塚市生活困窮者自立相談支援等業務委託(R6.1.5～R9.3.31)	52,762,600	令和6年1月4日	福祉部生活支援課

※指定管理委託料として支出したもの

電算入力業務の委託先一覧(5年間)

税務課

○実績推移

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託料	3,938,000	3,586,000	3,025,000	3,025,000	3,403,400
	うち消費税相当額 358,000	うち消費税相当額 326,000	うち消費税相当額 275,000	うち消費税相当額 275,000	うち消費税相当額 309,400
委託先	株式会社 有明ねっこむ	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所

契約方法 指名競争入札

業務概要 給与支払報告書等に記載された情報を、指定したレイアウト通りにデータパンチし、光学メディア等の記録媒体に格納して納品する。

○入札結果

(単位:円)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
業者名	金額	結果	業者名	金額	結果	業者名	金額	結果
株式会社キューブス 飯塚支店	4,500,000		株式会社有明ねっこむ 筑豊営業所	3,260,000	落札	株式会社有明ねっこむ 筑豊営業所	2,750,000	落札
株式会社日本インシーク 九州支店		辞退	株式会社ムサシ 福岡支店	5,252,000		株式会社キューブス 飯塚支店		辞退
株式会社有明ねっこむ	3,580,000	落札				NDSデータソリューションズ 株式会社		無効
株式会社ムサシ 福岡支店	4,242,060					株式会社オーイーシー 福岡支社	3,059,000	
株式会社メディアクリエート		辞退				株式会社オオバ 九州支店		辞退
						西鉄情報システム株式会社		辞退
						株式会社日本インシーク 九州支店		辞退
						株式会社BCC		辞退
						株式会社ムサシ 福岡支店		辞退
						株式会社メディアクリエート		辞退
令和4年度			令和5年度					
業者名	金額	結果	業者名	金額	結果			
株式会社有明ねっこむ 筑豊営業所	2,750,000	落札	株式会社有明ねっこむ 筑豊営業所	3,094,000	落札			
株式会社ムサシ 福岡支店	5,905,000		SCSKサービスウェア株式会社 北九州センター	4,420,000				
SCSKサービスウェア株式会社	3,300,000		NDSデータソリューションズ 株式会社		辞退			
			日本通信紙株式会社 福岡支店		辞退			
			株式会社ムサシ 福岡支店	3,710,000				

国民健康保険税の他都市比較推移(平成29年度以降)

医療保険課

市名	区分	方式	H29(2017)	H30(2018)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
飯塚市	医療	所得割	8.80%	6.80%	→	→	→	→
		資産割	6.00%	-	→	→	→	→
		均等割	23,200円	21,000円	→	→	→	→
		平等割	28,500円	23,000円	→	→	→	→
	支援	所得割	3.10%	2.80%	→	→	→	→
		資産割	4.00%	-	→	→	→	→
		均等割	7,800円	8,100円	→	→	→	→
		平等割	9,800円	8,800円	→	→	→	→
	介護	所得割	3.40%	2.60%	→	→	→	→
		均等割	16,200円	9,100円	→	→	→	→
		平等割	0円	6,700円	→	→	→	→
	直方市	医療	所得割	9.90%	8.96%	9.45%	→	→
均等割			22,000円	21,300円	22,500円	→	→	→
平等割			27,000円	23,300円	23,300円	→	→	→
支援		所得割	2.00%	2.80%	3.30%	→	→	→
		均等割	6,300円	6,700円	7,700円	→	→	→
		平等割	5,000円	7,400円	8,000円	→	→	→
介護		所得割	1.53%	2.10%	3.30%	→	→	→
		均等割	9,500円	12,200円	15,300円	→	→	→
田川市		医療	所得割	6.63%	→	→	→	→
	均等割		20,915円	→	→	→	→	→
	平等割		17,882円	→	→	→	→	→
	支援	所得割	4.97%	→	→	4.74%	3.06%	2.93%
		均等割	15,674円	→	→	15,200円	10,600円	10,200円
		平等割	13,401円	→	→	13,400円	9,300円	8,960円
	介護	所得割	3.67%	→	→	3.17%	2.36%	→
		均等割	14,568円	→	→	13,080円	10,120円	→
		平等割	8,856円	→	→	8,400円	6,800円	→

市名	区分	方式	H29(2017)	R5(2023)
嘉麻市	医療	所得割	8.50%	→
		資産割	30.00%	→
		均等割	20,000円	→
		平等割	23,000円	→
	支援	所得割	3.50%	→
		資産割	20.00%	→
		均等割	6,500円	→
		平等割	6,500円	→
	介護	所得割	1.50%	→
		均等割	10,500円	→
宮若市	医療	所得割	9.20%	→
		資産割	15.00%	→
		均等割	22,000円	→
		平等割	23,500円	→
	支援	所得割	3.00%	→
		均等割	7,800円	→
		平等割	6,500円	→
	介護	所得割	3.00%	→
		均等割	7,900円	→
平等割	5,600円	→		

※「→」は前年度と同率、同額。

※R1は全自治体前年度と同率、同額のため削除。

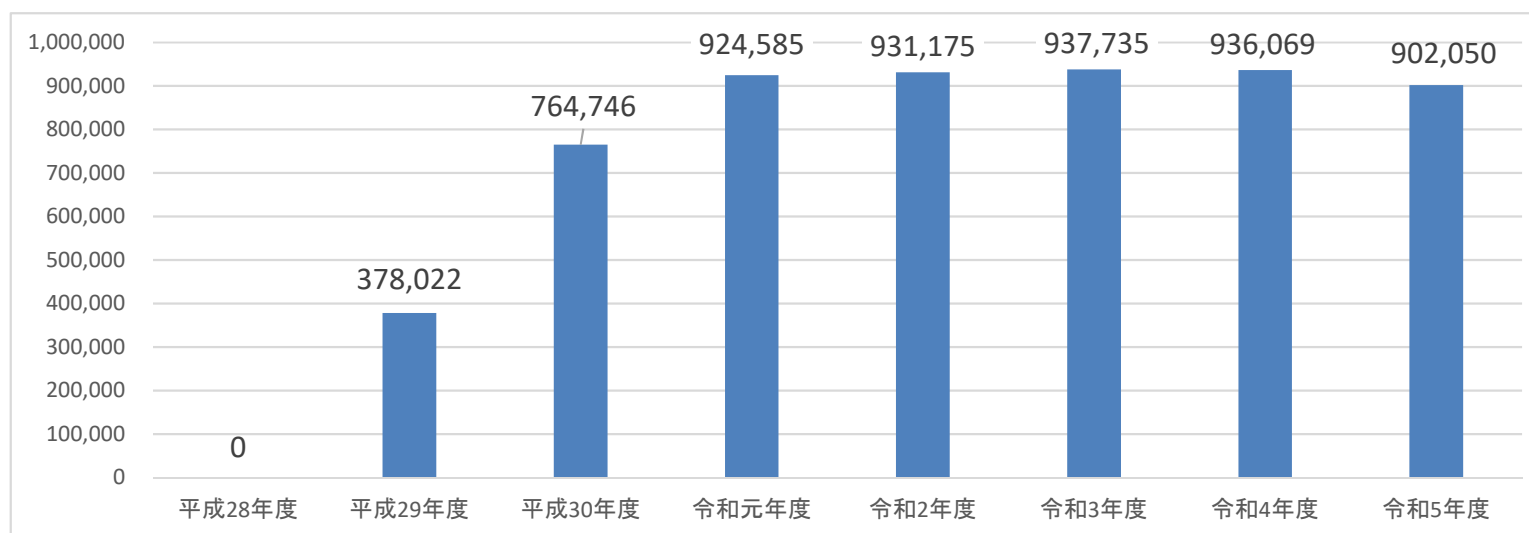
※嘉麻市と宮若市はH29以降変更がないため間の年度は削除。

国民健康保険給付費等準備基金の残高推移(2016年度以降)

医療保険課

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立	0	378,022	384,114	154,627	0	0	0	0
取崩	0	0	0	0	0	0	-7,500	-40,000
運用収入等	0	0	2,610	5,212	6,590	6,560	5,834	5,981
基金残高 (年度末)	0	378,022	764,746	924,585	931,175	937,735	936,069	902,050



全国・県内介護保険料比較表(第4期～第9期)

介護保険課

保険者名	県内順位						全国順位						基準額(月額:円)					
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
福岡県介護 保険広域連合 A	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,203	7,153
飯塚市	2	2	2	1	2	2	75	52	94	151	44	83	4,975	5,890	6,380	6,600	7,170	7,026
福岡市	6	5	8	8	8	3	321	257	453	497	467	142	4,494	5,362	5,771	6,078	6,225	6,899
北九州市	8	7	9	7	3	4	337	325	497	491	258	303	4,450	5,270	5,700	6,090	6,540	6,590
嘉麻市	1	1	1	2	4	5	16	4	62	196	264	323	5,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
みやま市	4	6	4	2	4	5	214	316	359	196	264	323	4,686	5,281	5,850	6,500	6,500	6,500
久留米市	3	4	10	6	6	7	194	209	565	433	381	452	4,720	5,448	5,651	6,163	6,358	6,358
那珂川市	—	—	—	18	20	8	—	—	—	988	1016	470	—	—	—	5,550	5,680	6,300
八女市	19	17	16	9	11	9	906	876	940	527	630	573	3,950	4,700	5,200	6,000	6,000	6,200
直方市	12	8	3	4	7	10	428	344	245	306	395	659	4,343	5,244	5,998	6,333	6,314	6,100
大牟田市	23	3	5	5	9	11	1012	191	379	375	468	726	3,890	5,480	5,823	6,220	6,220	6,000
筑後市	25	11	14	13	14	11	1304	717	918	749	764	726	3,600	4,860	5,265	5,800	5,900	6,000
大川市	13	20	23	22	16	11	643	1035	1224	1152	865	726	4,150	4,500	4,900	5,350	5,800	6,000
福岡県介護 保険広域連合 B	—	—	—	—	21	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,527	5,969
春日市	9	14	11	13	13	15	346	760	589	749	731	843	4,440	4,800	5,600	5,800	5,950	5,950
中間市	16	16	7	10	10	16	766	815	449	632	541	947	4,043	4,798	5,779	5,937	6,160	5,854
朝倉市	7	9	12	11	11	17	326	553	826	645	630	968	4,480	4,990	5,370	5,900	6,000	5,800
みやこ町	14	23	6	13	16	17	707	1212	388	749	865	968	4,100	4,300	5,800	5,800	5,800	5,800
苅田町	22	24	16	16	16	17	995	1318	940	923	865	968	3,900	4,150	5,200	5,600	5,800	5,800

※福岡県介護保険広域連合については、国がABCの平均値で公表しているため、全国順位については未記載としている。

厚生労働省ホームページより

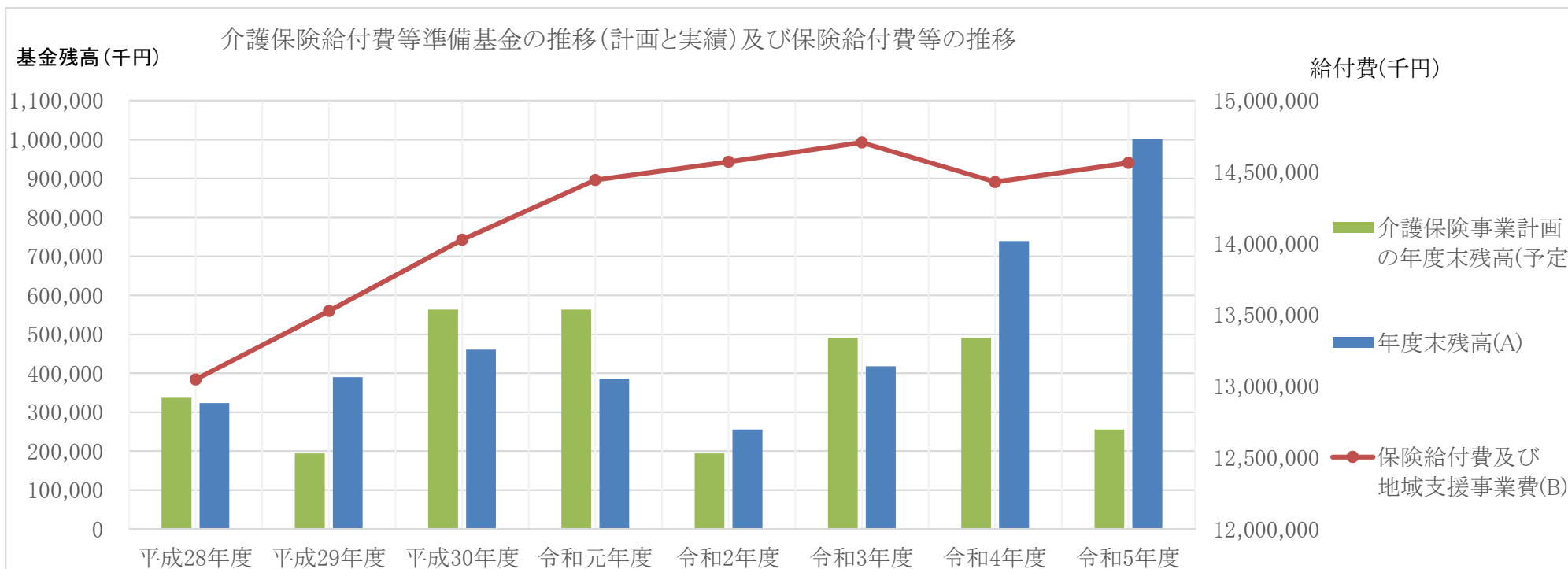
保険者名	県内順位						全国順位						基準額(月額:円)						
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	
行橋市	17	26	16	16	16	17	845	1383	940	923	865	968	4,000	4,000	5,200	5,600	5,800	5,800	
大野城市	5	10	20	19	25	21	320	561	1019	1086	1194	1067	4,495	4,985	5,140	5,400	5,430	5,728	
糸島市	—	14	13	12	15	22	—	760	846	743	860	1151	—	4,800	5,320	5,810	5,810	5,600	
粕屋町	15	21	25	23	22	22	763	1128	1272	1164	1118	1151	4,044	4,400	4,850	5,300	5,500	5,600	
筑紫野市	9	12	22	25	24	22	345	747	1118	1238	1187	1151	4,440	4,837	5,000	5,200	5,450	5,600	
太宰府市	9	13	21	21	23	25	347	748	1080	1149	1182	1227	4,440	4,830	5,070	5,360	5,460	5,540	
古賀市	17	17	23	27	27	26	847	876	1224	1441	1372	1356	4,000	4,700	4,900	4,800	5,100	5,300	
福津市	19	19	15	24	26	27	907	1010	922	1223	1318	1399	3,950	4,550	5,250	5,250	5,250	5,250	
小郡市	24	25	26	26	28	28	1135	1329	1349	1345	1404	1405	3,760	4,100	4,760	5,010	5,010	5,200	
福岡県介護 保険広域連合 C	—	—	—	—	30	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,814	4,976
宗像市	21	21	16	19	29	30	948	1128	940	1086	1406	1539	3,910	4,400	5,200	5,400	5,000	4,750	

※福岡県介護保険広域連合については、国がABCの平均値で公表しているため、全国順位については未記載としている。

厚生労働省ホームページより

介護保険給付費等準備基金の残高推移(2016年度以降)及び他都市比較資料

介護保険課



(単位:千円)

	第6期		第7期			第8期		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規積立 (前年度余剰金)	75,119	64,260	67,278	0	0	160,663	318,928	258,582
取崩	0	0	0	△ 77,626	△ 133,243	0	0	0
積立(運用等)	2,267	2,384	2,792	3,182	2,788	1,852	2,564	4,635
年度末残高(A)	323,306	389,950	460,020	385,576	255,121	417,636	739,128	1,002,345
介護保険事業計画 の年度末残高(予定)	336,846	193,846	562,972	562,972	193,846	490,756	490,756	255,121
保険給付費及び 地域支援事業費(B)	13,047,254	13,527,743	14,025,489	14,445,169	14,570,940	14,706,979	14,430,891	14,564,241
(A/B)	2.48%	2.88%	3.28%	2.67%	1.75%	2.84%	5.12%	6.88%

保険者別 介護保険特別会計経理状況

(単位:千円)

都道府県	保険者	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差引残額	介護給付費 準備基金保有額	
					うち基金繰入額	
福岡県	北九州市	106,992,513	102,454,077	4,538,436	-	6,140,207
福岡県	福岡市	114,695,966	113,579,461	1,116,505	794,635	1,878,074
福岡県	大牟田市	13,928,259	13,465,966	462,294	-	962,591
福岡県	久留米市	27,922,006	27,619,405	302,601	-	1,942,942
福岡県	直方市	6,683,129	6,437,737	245,392	-	566,585
福岡県	飯塚市	15,558,830	15,205,985	352,845	-	417,636
福岡県	八女市	8,087,760	8,002,801	84,959	76,761	836,316
福岡県	筑後市	4,271,094	4,078,388	192,706	-	532,723
福岡県	大川市	3,909,597	3,693,687	215,910	6,369	189,265
福岡県	行橋市	6,723,858	6,186,143	537,714	124,387	585,006
福岡県	中間市	5,332,397	5,107,448	224,950	-	469,473
福岡県	小郡市	4,430,567	4,355,245	75,322	-	735,727
福岡県	筑紫野市	7,065,375	6,892,356	173,019	-	525,678
福岡県	春日市	7,354,183	7,214,657	139,526	-	979,641
福岡県	大野城市	6,068,880	5,954,825	114,055	-	1,183,072
福岡県	宗像市	7,997,611	7,787,849	209,762	95,087	1,220,990
福岡県	太宰府市	5,515,737	5,406,922	108,815	-	326,906
福岡県	古賀市	4,082,878	4,017,546	65,331	-	599,833
福岡県	福津市	5,240,353	5,159,508	80,844	-	697,967
福岡県	嘉麻市	5,362,047	5,198,229	163,818	-	592,604
福岡県	朝倉市	6,108,440	5,906,318	202,122	-	665,971
福岡県	みやま市	5,129,990	4,841,033	288,957	-	284,053
福岡県	糸島市	9,621,164	9,023,041	598,123	-	1,014,047
福岡県	那珂川市	3,267,599	3,235,392	32,207	-	351,134
福岡県	粕屋町	2,529,015	2,457,539	71,476	-	358,353
福岡県	荏田町	2,882,505	2,851,941	30,565	-	318,372
福岡県	みやこ町	2,654,969	2,561,075	93,894	-	374,121
福岡県	福岡県介護保険広域連合	71,954,198	69,312,655	2,641,543	-	6,129,551

厚生労働省 令和3年度介護保険事業状況報告(年報)より

保険者別 介護保険特別会計経理状況

(単位:千円)

都道府県	保険者	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差引残額	介護給付費 準備基金保有額	
					うち基金繰入額	
全 国		11,998,835,261	11,593,456,456	405,378,805	69,076,422	1,019,867,579
福岡県	北九州市	107,728,220	102,449,080	5,279,140	-	7,293,718
福岡県	福岡市	117,606,458	116,539,933	1,066,525	780,859	2,026,402
福岡県	大牟田市	13,448,000	12,979,504	468,495	-	1,234,317
福岡県	久留米市	27,908,800	27,537,441	371,360	-	2,054,973
福岡県	直方市	6,658,295	6,354,683	303,611	188,484	674,678
福岡県	飯塚市	15,699,825	15,258,095	441,730	-	739,128
福岡県	八女市	7,875,329	7,716,642	158,687	114,146	882,469
福岡県	筑後市	4,274,802	4,142,221	132,581	-	646,287
福岡県	大川市	4,006,440	3,736,663	269,777	86,359	269,655
福岡県	行橋市	6,866,010	6,430,222	435,787	137,990	709,687
福岡県	中間市	5,234,388	4,909,099	325,290	-	560,473
福岡県	小郡市	4,550,672	4,488,283	62,389	-	775,727
福岡県	筑紫野市	7,244,195	7,098,955	145,240	-	609,826
福岡県	春日市	7,516,434	7,433,063	83,372	-	1,206,203
福岡県	大野城市	6,187,764	6,097,054	90,710	-	-
福岡県	宗像市	7,962,541	7,701,048	261,493	107,535	1,327,157
福岡県	太宰府市	5,562,173	5,495,562	66,612	-	356,590
福岡県	古賀市	4,177,953	4,105,741	72,211	-	525,134
福岡県	福津市	5,278,272	5,106,787	171,486	-	715,789
福岡県	嘉麻市	5,523,016	5,223,601	299,415	-	594,523
福岡県	朝倉市	6,092,875	5,882,950	209,925	-	762,606
福岡県	みやま市	5,154,288	4,949,599	204,689	-	484,075
福岡県	糸島市	9,473,176	8,730,513	742,662	-	1,313,888
福岡県	那珂川市	3,351,193	3,346,012	5,181	-	316,634
福岡県	粕屋町	2,525,163	2,427,721	97,442	-	352,860
福岡県	苅田町	2,935,643	2,879,638	56,005	-	327,802
福岡県	みやこ町	2,673,469	2,606,242	67,227	-	384,003
福岡県	福岡県介護保険広域連合	72,849,876	69,308,083	3,541,793	-	5,736,706

厚生労働省 令和4年度介護保険事業状況報告(年報)より

第9期介護保険事業計画 介護給付費準備基金取崩額 他都市比較資料

	9期計画介護給付費準備基金取崩額（円）
飯塚市	700,000,000
嘉麻市	309,000,000
直方市	460,000,000
中間市	230,000,000
行橋市	135,000,000
宗像市	800,000,000
大牟田市	552,000,000

各市介護保険事業計画等より

JKA交付金の推移(日本トーターへの包括的民間委託開始以降)

公営競技事業所

小型自動車競走法第20条の規定により、小型自動車競走施行者は、1回(9日)開催による勝車投票券(通称「車券」という。)の売上金の額に応じて、小型自動車競走振興法人(JKA)へ交付を行っている。同法人は、「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与する。」というオートレース事業の主旨に基づき、機械振興や公益事業振興のための補助事業を行っており、当該交付金はその原資となっている。

1号交付金:小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための補助事業分

2号交付金:体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助事業分

3号交付金:小型自動車競走関係業務分

(単位:円)

年度	売上金額 (発売収入－返還金)	JKA交付金	売上に対する 交付率	内訳	売上に対する 交付率	
平成27年度	10,743,971,600	216,476,916	2.01%	1号	98,015,807	0.91%
				2号	64,741,252	0.60%
				3号	53,719,857	0.50%
平成28年度	13,680,215,200	280,170,789	2.05%	1号	126,715,585	0.93%
				2号	85,054,132	0.62%
				3号	68,401,072	0.50%
平成29年度	14,028,187,800	279,553,165	1.99%	1号	125,614,603	0.90%
				2号	83,797,626	0.60%
				3号	70,140,936	0.50%
平成30年度	14,401,287,100	282,744,292	1.96%	1号	125,377,862	0.87%
				2号	85,359,998	0.59%
				3号	72,006,432	0.50%
令和元年度	15,408,263,300	304,592,011	1.98%	1号	135,366,689	0.88%
				2号	92,184,012	0.60%
				3号	77,041,310	0.50%
令和2年度	20,759,668,400	428,164,663	2.06%	1号	190,337,061	0.92%
				2号	134,029,265	0.65%
				3号	103,798,337	0.50%
令和3年度	22,199,051,300	461,874,773	2.08%	1号	204,755,884	0.92%
				2号	146,123,637	0.66%
				3号	110,995,252	0.50%
令和4年度	22,000,845,700	452,025,578	2.05%	1号	200,903,696	0.91%
				2号	141,117,660	0.64%
				3号	110,004,222	0.50%
令和5年度	21,900,502,800	460,553,570	2.10%	1号	207,165,074	0.95%
				2号	143,885,986	0.66%
				3号	109,502,510	0.50%
合 計	155,121,993,200	3,166,155,757	2.04%	1号	1,414,252,261	0.91%
				2号	976,293,568	0.63%
				3号	775,609,928	0.50%

メインスタンド整備状況がわかるもの

公営競技事業所

令和6年8月31日現在
(単位:円)

		当初予算	当初契約額(A)	変更契約額(B)	変更後契約額(A+B)	
委託費	工事監理業務委託	工事監理業務委託(建築工事)	86,900,000	0	86,900,000	
		工事監理業務委託(切回工事)	11,330,000	0	11,330,000	
		計	140,767,000	98,230,000	0	98,230,000
	システム移設等委託	オートレースシステム仮移設等業務委託		223,300,000	0	223,300,000
		オートレースシステム本移設等業務委託		205,700,000	0	205,700,000
		計	459,800,000	429,000,000	0	429,000,000
	映像機器移設等委託	映像機器移設等委託		13,200,000	0	13,200,000
		映像機器本移設等業務委託		9,625,000	0	9,625,000
		計	23,265,000	22,825,000	0	22,825,000
	発走合図機更新等委託 (審判設備移設等委託)	審判設備仮移設等業務委託		22,000,000	0	22,000,000
		審判設備本移設等業務委託		21,406,000	0	21,406,000
		計	55,164,000	43,406,000	0	43,406,000
	電話交換機更新等委託	電話交換機更新等委託		69,184	0	69,184
		電話交換機更新等委託		4,510,000	0	4,510,000
計		9,645,000	4,579,184	0	4,579,184	
是正工事設計業務委託	是正工事設計業務委託	11,528,000	10,780,000	0	10,780,000	
委託費計		700,169,000	608,820,184	0	608,820,184	
工事費	第一払戻所改修工事	建築工事		6,810,100	0	6,810,100
		電気設備工事		4,125,000	0	4,125,000
		空調設備工事		5,610,000	0	5,610,000
		トイレ設備工事		1,100,000	0	1,100,000
		屋根防水補修工事		1,298,000	0	1,298,000
		計	32,220,000	18,943,100	0	18,943,100
	メインスタンド改築工事	切回電気設備工事		143,000,000	0	143,000,000
		切回受変電設備工事		81,400,000	0	81,400,000
		切回機械設備工事		62,426,100	0	62,426,100
		切回通信設備工事		16,500,000	0	16,500,000
		計	304,987,000	303,326,100	0	303,326,100
	メインスタンド整備工事	メインスタンド整備工事		2,526,700,000	99,167,439	2,625,867,439
		付属建物整備工事		6,163,608	0	6,163,608
		計	2,565,793,000	2,532,863,608	99,167,439	2,632,031,047
工事費計		2,903,000,000	2,855,132,808	99,167,439	2,954,300,247	
事業費計		3,603,169,000	3,463,952,992	99,167,439	3,563,120,431	

